＜参考資料＞

1　とやまGAPで目指すべき姿（規範項目）

『とやま「人」と「環境」にやさしい農業推進プラン』の基本となる「とやまGAP」の取組において最も重要なことは、富山県適正農業規範（とやまGAP規範）に基づき、農業者や生産組織、産地等が、自らの農業生産活動における、法令等の違反、事故やクレームの発生の恐れがある『不適切な農業生産活動の行為等（＝「BAP（Bad Agricultural Practice）」）』に気が付き、そのBAPの改善策の検討・実施に主体的かつ継続して取り組んでいくことです。

このBAPの改善活動こそが、『適正な農業生産活動の実践（＝「GAP」）』であり、事故やクレームの無い消費者等から支持される持続可能な「より良い農業」の取組なのです。

以下に、より良い農業のあるべき姿である規範項目を目的別に示しますので、どのようなものがあるか確認してみてください。

■環境の保全を主な内容とする規範項目

農業生産活動において環境負荷を軽減する環境保全の取組は、未来永劫、持続的な農業を行う上で必要不可欠なものです。このことから、とやまGAP規範に照らし、肥料の過剰施用や不適正な農薬の使用などの農業生産活動における環境に負荷を与える危害要因を排除し、土壌や河川、地下水等の汚染といったリスクを低減させる「とやまGAP」の取組が重要になっています。

とやまGAP規範には、これらのリスクの発生を防止するために取り組むべき次の具体的な項目を掲げています。

規範 No・規範項目	取組事項
9　効率的なｴﾈﾙｷﾞｰ使用	・ 電力や燃料等を消費する機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を実施する。 ・ 必要以上の加温、保温又は乾燥を行わないなど、適切な温度を検討し、それに向けた管理を実施する。 ・ 機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を実施する。 ・ 不要な照明は消灯するなど、電力消費を削減する。 ・ 施設、機械等の更新時には、可能な範囲でｴﾈﾙｷﾞｰ効率の良い機種を選択する。
12　土壌の流出防止	・ 被覆作物を活用する。（草生栽培を含む） ・ 風向等を考慮した耕うんや畦立を実施する。 ・ 堆肥の施用等により土壌の透水性を改善する。
13　有機物の施用等による適切な土づくり	・ 土壌診断により土壌の状態を把握する。 ・ 堆肥や緑肥等の積極的な施用により土壌への有機物の供給に努める。 ・ ケイ酸質資材等の土壌改良資材を積極的に施用する。

規範 No・規範項目		取組事項
15	土壌の状況を踏まえた適正な施肥（基肥）	・ 地域の土壌条件に応じた施肥基準に則し、ほ場ごとの基肥の施肥設計を作成する。 ・ 土壌診断に基づく適正な基肥を施用する。 ・ 局所施肥や肥効調節型肥料など利用効率の高い施肥法を活用する。
16	代かき後の濁水や農薬の流失防止	・ 水田の代かき後の濁水の流出を防止する。 ・ 水田からの農薬流出を防止する。（散布後1週間程度は止水・湛水状態を保つ）
17	気象や生育状況を踏まえた適正な追肥	・ 地域の土壌条件に応じた施肥基準に則し、ほ場ごとの追肥の施肥設計を作成する。 ・ 生育診断の結果や気象条件等を勘案した効果的・効率的な追肥を施用する。
18	種子消毒廃液と消毒済み種子の適正処理	・ 種子消毒の廃液は、適切な方法で処理する。
19	有害鳥獣による農作物被害の防止	・ 集落ぐるみでの鳥獣を引き寄せない取組を実践する。 ・ 侵入防止柵の設置や追払い等の被害防止対策を実施する。
20	安全な草刈りの実施	・ 刈った草は用排水路に絶対に流さない。
21	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	・ 雑草地からほ場への害虫の侵入防止に配慮した適期適切な草刈りを実施する。 ・ 秋起こしなどにより、病害虫の発生源となる植物を除去する。 ・ 輪作体系に取り組む。 ・ 畦畔には雑草が発生しないようにカバープランツを植栽する。
22	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除	・ 化学農薬だけでなく、他の防除手段も組み合わせた防除を行う。 ・ 病害虫や雑草が、化学農薬への耐性を強めないように、同一の農薬の連用は避ける。
23	適時適切な防除の実施	・ 発生予察情報や防除特報などにより、病害虫の情報を入手する。 ・ 病害虫の情報や発生状況に基づき、防除が必要かどうかを検討し、タイミングを逃さずに実施する。
25	防除器具等の十分な点検と洗浄	・ 洗浄水は河川、下水道等に流さない。
27	農薬の使用残の発生防止	・ 農地の面積から必要な散布量を計算し薬液が残らないように散布液を調製する。 ・ 適正な希釈率で行うため、目分量はやめて、計量カップや台秤などの計量器具を使用して正確な量を量る。 ・ 散布液を適量散布できるように、散布の際の速度と、使用した散布液の量を確認・調整し、使用残を出さない。
28	近隣住宅等への農薬散布の周知と農薬飛散防止	・ 農薬を散布するときには、事前に周辺住民に対して、十分な周知を行う。 ・ 散布にあたっては、通学時間帯を避けるなど、周辺住民に健康被害のない散布時間を設定する。 ・ 散布時には、立て看板等により周辺住民等が立ち入らないよう配慮する。 ・ 規範項目 29 に基づき、農薬の飛散防止措置を講じる。
32	農薬・燃料等の適切な管理	・ こぼれた燃料が周囲の環境を汚染しないように、貯蔵場所の周囲に防油堤や溝を設置する。 ・ 農業生産活動に伴い発生する廃棄物は、地域の回収処理システム等を利用するなどにより、資格のある産業廃棄物処理業者に処理を委託する。 ・「不法投棄」や「不法な埋め立て」、猛毒のダイオキシンが発生しやすい「野焼き」は法律で禁止されているので、絶対に行わない。
35	作物残さ等の有機物のリサイクル	・ 作物残さをほ場に還元するなど、土づくりに利用する。（ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除く） ・ 作物残さを堆肥の原料、家畜の飼料、畜舎の敷料等の用途にも仕向ける。

規範 No・規範項目		取組事項
44	飼料成分を考慮した施肥及び草種構成	・ 土壌分析を行い、適切な施肥を行う。 ・ 牧草等の特徴を把握し、草種構成を設定する。 ・ 堆肥施用による肥料成分投入量を計算し、全体の施肥体系を整える。
48	土壌くん蒸剤使用時における揮散の防止	・ 空容器は適切に処理する。
49	セイヨウオオマルハナバチの飼養許可取得	・ セイヨウオオマルハナバチを飼養するための環境省の許可を取得する。 ・ 飼養等の具体的な基準や取扱いの方法に従った飼養管理を実施する。 ・ 特定外来生物ではないクロマルハナバチへの切り替えなども検討する。

■農産物の安全を主な内容とする規範項目

消費者に農産物が安全であることを安心してもらうため、収穫物に対する残留農薬や放射性物質などの検査が実施されていますが、全ての農産物に対し検査をすることは不可能です。このことから、とやまGAP規範に照らし、農業生産活動における農産物の安全性に関する危害要因を排除し、食中毒や農薬残留事故、クレームの発生といったリスクを低減させる「とやまGAP」の取組が重要になっています。

とやまGAP規範には、これらの危害要因を防止するために取り組むべき次の具体的な項目を掲げています。

規範 No・規範項目		取組事項
10	周辺環境からの農地汚染の防止	・ 農地への汚染水の流入がないか確認する。 ・ 農地や隣接地に汚染源となる資材等が放置されていないか確認する。 ・ 農地及び水源への野生動物の侵入等による汚染が無いことを確認する。 ・ 上記の確認で問題が確認されたときは、汚染の除去に努め、除去されるまでは、農地を使用しない。
11	有害物質を含む資材からの農地汚染の防止	・ 放射性セシウム汚染の恐れのある堆肥・土壌改良資材・培土は使用しない。 ・ 汚泥を原料とする肥料等は、原則として水田に施用しない。 ・ 汚泥肥料を畑、樹園地、牧草地に施用する際には、県内産のものとし、年間10a あたり 500kg（現物）を上限とする。
14	完熟堆肥の使用	・ 堆肥は完熟しているものを選ぶ。 ・ 堆肥購入の際には、原料・処理方法・分析結果等を確認する。 ・ 堆肥を生産する場合は、発酵期間を十分にとり、しっかり完熟させるよう切り返し等を適切に行う。
18	種子消毒廃液と消毒済み種子の適正処理	・ 消毒済み種子は、購入後間違えないようにしっかりと表示・保管する。 ・ 播種が終わったら、余った種子は速やかに廃棄処理をする。
24	使用農薬の適切な選択	・ 使用する農薬の登録番号を必ず確認し、登録のない資材は選ばない。 ・ 容器や包装に表示してあるラベルで、栽培する作物に適用があることを必ず確認する。 ・ 防除暦等を確認し、推奨されている農薬を選択する。
25	防除器具等の十分な点検と洗浄	・ 使用前に、防除器具がしっかりと洗浄されていることを確認する。 ・ 使用後は、速やかに防除器具の洗浄を行う。
26	農薬使用時の使用量・時期・回数等の遵守	・ 農薬を使用する前に、ラベルをよく読み、内容を確認し、記載されている内容や注意事項に従って、散布を行う。 ・ 名称や形状が似た作物については、適用作物であることを十分確認する。 ・ 農薬を使用した時期や量について、ほ場ごとに記録を作成・保管する。

規範 No・規範項目		取組事項
29	周辺作物への農薬の飛散防止	・ 周辺作物の栽培者に対して、事前に使用農薬等について連絡する。 ・ 無風又は風が弱い天候や時間帯に散布する。 ・ 散布時には、風向き、散布器具のノズルの向き等に注意する。 ・ 農薬散布は、病害虫の発生状況に応じ最小限の区域に留める。 ・ 飛散の少ない形状の農薬、散布方法、散布器具を選択する。 ・ 農薬を飛散させてしまったときは、周辺作物の栽培者等に対して速やかに連絡するとともに、応急対策等を協議する。
30	カドミウムの吸収抑制	・ 出穂期から 20 日間は、湛水状態を保つ。(田面水の深さを 2～3cm程度とし、田面が露出しないよう湛水状態を維持する) ・ アルカリ資材の施用により土壌pH を矯正する。
31	麦類のかび毒(DON・NIV)汚染の低減	・ 防除適期を逃さないよう、ほ場を巡回し麦の生育状況を把握する。 ・ 赤かび病を防ぐために、適期防除を徹底する。 ・ 適期に確実に収穫する。 ・ 被害粒が多いほ場は別扱いとし、ロットの管理に努める。 ・ 収穫後は速やかに乾燥するとともに、選別の徹底により、被害粒を確実に除去する。
32	農薬・燃料等の適切な管理	・ 1 回あたりの購入量を最小限にし、有効期限内に使用する。 ・ 直射日光の当たらない、冷涼・乾燥したところに専用の保管庫を設置し、鍵をかけて管理する。
36	収穫時等における異品種等の混入防止	・ 収穫前に、ほ場内の異品種や異物の除去を徹底する。 ・ コンバインや乾燥・調製、搬送設備などの清掃・点検を徹底する。 ・ 施設への野鳥等の侵入防止対策を講じる。 ・ 異品種混入を避けるため、計画的に収穫・搬入を進める。
38	米穀等の清潔で衛生的な取扱い	・ 米穀や麦等の収穫後は、適時・適正な乾燥を行うなど、温度や湿度の管理、その他必要な措置を通じ、腐敗・変敗等を防止する。 ・ 米穀や麦等を取扱う乾燥調製や貯蔵のための施設は、清掃及び適切な補修により、常に清潔で衛生的な状態に保つ。
42	飼料製造・販売に関する届出	・ 飼料販売業者等の届出が必要か確認する。 ・ 必要な場合は、届け出ていることを確認し、届け出ていない場合は、速やかに届出を行う。 ・ 飼料製造管理者の設置が必要か確認し、設置が必要な場合は、速やかに設置する。 ・省令に定められた製造方法等の基準や成分の規格に準拠して製造する。
44	飼料成分を考慮した施肥及び草種構成	・ 必要に応じて牧草体の成分濃度を測定し、硝酸態窒素による家畜の中毒を防ぐ。
45	草地における適正な除草等	・ 草地では、有毒植物の抜き取りや防除による除去に努める。 ・ 除草剤を散布するときは、散布後の採草や放牧予定等を踏まえ、天候や風向き、雑草の生育時期に留意し、適正量を散布する。 ・ 牧草を販売・譲渡するときには、生産地等の情報を伝える。
46	飼料用米・飼料用稲における農薬使用	・ 飼料用米について、出穂期以降の農薬の散布を控えるか、安全性の確認された農薬を使用する。 ・ 上記の対応が取れなかったときは、籾摺りして玄米で家畜に給餌する。 ・ 稲わら及び稲発酵粗飼料についても、残留性に問題ない農薬を用いる。
47	飼料の変質防止のための適切な調製	・ 気象情報に注意しながら、ほ場で乾燥させる。 ・ 貯蔵時には、水分含量を 15%以下に抑える。 ・ ロールベールラップサイレージは材料水分含量が 70%以下になってから成形作業を始め、成形後は速やかに密封作業を行う。 ・ ラップサイレージの移動時にはラップフィルム等の破損に注意する。

規範 No・規範項目		取組事項
50	汚染していない水の使用	・ 作業に使用している水の水源を把握する。 ・ 飲用可能な水以外を使う場合は、汚染の監視と汚染の可能性のあるものの除去を速やかに行う。 ・ 養液栽培では、定期的な水質検査や資材の保守点検・清掃・消毒を行う。
51	作業者の衛生管理と健康管理の徹底	・ 作業者は清潔な状態で作業ができるように手洗いを適切に行う。 ・ 作業管理者は、作業者の健康管理に努め、手に怪我をしている人を農産物に直接触らせないとともに、体調不良の作業者を作業につかせないなどの衛生管理にも十分に配慮する。 ・ 訪問者にも衛生上のルールを守らせるなど、部外者にも適切に対応する。
52	トイレ設備や手洗い設備の確保	・ ほ場や各施設から通える場所に、トイレを確保し、トイレ以外での用足しはできるだけ行わない。 ・ 手洗い設備については、トイレ設備に加えて、収穫した農産物を取扱う調製・出荷施設にも設置する。 ・ トイレ等は定期的に清掃する。
53	栽培・調製・出荷施設の衛生管理	・ 作業場は衛生的に作業が行える明るさを保つとともに乾燥状態を保つ。 ・ 施設及び容器・用具は定期的に清掃する。 ・ 施設内への有害生物の侵入・生息について点検を行い、痕跡を確認したときは対策を講じる。 ・ 菌汚染の発生源や有害生物の誘引源とならないよう、廃棄物について、適切に管理・処分する。
54	収穫等に使用する器具類の衛生的な管理	・ ハサミやナイフ等は、使用後、速やかに洗浄し乾かしておく。 ・ 可食部に直接ふれることのない農具も、使用後に汚れを取るなど、清潔に保つ。 ・ 繰り返し使われるコンテナ等の収穫容器は、定期的に洗う。 ・ コンテナや出荷用段ボール箱などは、地面に直接置かず、シートやパレット等を利用する。 ・ 収穫容器等は、できるだけ他の目的には使わないようにする。
55	収穫・調製・選別時の汚染や異物混入防止	・ 野菜の乾拭きやブラッシングには、清潔な布やブラシを使う。 ・ 品目に応じて、野菜の傷んだ部分を取り除くとともに、野菜を傷つけないように注意しながら土や汚れを除去する。 ・ 身につけている時計や指輪等が農産物を傷つけたり汚染させたりする場合もあるので注意する。 ・ 調製・選別時は、清潔な服装とし、帽子やエプロンなどを着用する。
56	安全で清潔な包装容器の使用と温度管理	・ 包装用フィルム（FG袋等）や出荷用段ボール等の包装容器は、農薬、肥料や有害生物等が付着しないように、保管する。 ・ 包装容器周辺では、農薬の保管や使用を避ける。 ・ 収穫物は、直射日光が当たらない、できるだけ涼しい場所に置く。 ・ 保管や運搬中は、品質が低下しないよう適切な温度管理に努める。 ・ 運搬車両は、定期的に清掃を行い清潔にしておく。
57	りんごのかび毒（パツリン）汚染の低減対策	・ 果実に土壌が付着しないように収穫・運搬する。 ・ 果実に傷が付かないよう丁寧に取扱う。 ・ 貯蔵中に菌を増殖させないように、できるだけ低い温度で果実を保管する。 ・ 搾汁前に果実を丁寧に洗浄し、腐敗果や腐敗部分を確実に除去する。
58	衛生管理内容の周知と記録の保管	・ 作業における衛生管理内容を文書化するとともに、作業場内への掲示や打合せにおいて説明するなど、作業員全てが理解するようにする。 ・ 施設・敷地・機器等の洗浄・消毒した場合については、いつ行ったかなどの記録を残す。

■農業者の安全を主な内容とする規範項目

農業者が安心して作業を行うためには、どこがどのように危険であるかに気付き、事故が起きないよう作業環境や工程等を改善する「とやまGAP」の取組が重要になっています。

特に、農作業中の事故につながる危害要因としては、危険な作業環境、作業者の技量不足、農業機械の不適切な使用法などがあり、とやまGAP規範には、これらの危害要因を防止するために取り組むべき次の具体的な項目を掲げています。

規範 No・規範項目		取組事項
3	危険な農作業等の把握及び改善	・危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所を把握する。 ・農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制を整備し、意識を保つ。 ・事故の危険性が高い箇所は、安全に作業できるよう必要な整備を行う。 ・暑熱、寒冷、粉塵、騒音、振動、照度等の作業環境に応じて安全な作業が確実に実施できるよう対策を講じる。 ・作業姿勢や重量物取扱いへの配慮に取り組む。
4	危険を伴う作業に対する制限	・余裕をもった作業計画を立てる。 ・１日あたりの作業時間を設定し、定期的に休憩をとる。 ・定期的な健康診断の受診等、健康管理に取り組む。 ・高齢者・女性・年少者への配慮を徹底する。
5	保険への加入・免許の取得	・死亡やけがに備えて、労災保険（労働者災害補償保険）等へ加入する。 ・道路等での第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険へ加入する。 ・事故により機械等が破損した場合に備えた任意保険へ加入する。 ・機種に応じた運転免許を取得し、さらに機種によっては講習等を受講する。 ・機種に応じたナンバープレートを取得する。
6	機械の安全装備と点検・整備	・機械導入時に、型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無を確認する。 ・中古機械導入時に、安全装備の状態や取扱説明書の有無を確認する。 ・機械等において指定された定期交換部品を交換する。 ・作業前の整備・点検・修理を習慣づけ、必ず実施する。 ・安全に出入りができ、機械等の点検・整備が行える格納庫を整備する。 ・保管時は、機械等の昇降部を下降させ、鍵をしっかり管理する。
7	操作マニュアル等に基づく機械等の適正な使用	・機械等の取扱説明書は熟読し、きちんと保管する。 ・作業機械については、動力遮断方法など、実際の緊急時の対応について、しっかり確認しておくとともに、事故のないよう適切に取扱う。 ・脚立やはしごを使用する際は、足の接地面の安定化を図り、脚立の固定金具は確実にロックする。 ・鎌などの農具についても、作業者や周囲の人に危被害を与えないよう注意して使用する。
8	安全作業のための服装や保護具の着用	・各作業に適した服装を着用する。 ・その日の天候や作業環境を考慮して服装等を選ぶ。 ・必要に応じて、手袋やヘルメット等の適切な保護具を使用する。 ・粉塵・飛散物が発生する場合は必ず保護めがねやマスクを着用する。
20	安全な草刈りの実施	・作業安全の確保のため、草刈りの前に現場の状況を把握する。 ・防護具を着用し、安全な操作方法で草刈機を活用する。

規範 No・規範項目		取組事項
32	農薬・燃料等の適切な管理	・(農薬の)容器の移し替えはしない。 ・毒物または劇物がある場合には保管庫に必要な表示をする。 ・燃料油の容器は専用のものを使用し、専用の場所に保管する。 ・(燃料油の)保管場所は、消火器を備え、火気厳禁とするとともに、鍵をかける。 ・ガソリンを室内で保管するときには、常に換気する。 ・燃料のそばでは、火花を発する工具等は使用しない。
37	施設の適正な管理・運営ルールの策定	・施設の管理・運営ルールを定め共有する。 ・施設の管理者とオペレーターの役割を明確にする。 ・施設での機械操作や緊急時の対応マニュアルを整備する。
48	土壌くん蒸剤使用時における揮散の防止	・防毒マスク等の防護具を必ず着用する。 ・ハウス内での作業では、必ず出入口、天窓、側窓を開けて換気する。 ・施用直後、速やかな被覆を徹底するとともに、施用後は密閉し、臭気のある間は施設内に入らないようにする。 ・くん蒸終了後に施設に入る時は、臭気の無くなったことを確認し、十分換気してから入る。

■その他（農場管理や農業経営全般に係る規範項目）

規範 No・規範項目		取組事項
1	ほ場の位置・面積等に係る記録の作成	・全てのほ場やハウス等の施設について、管理台帳等を整備する。 ・危機対応についてのマニュアルや緊急時の連絡先一覧を作成する。 ・台帳、地図、図面に整理した情報は、事務所や作業場に掲示するなど、作業員全員で共有し、作業の打合せなどに活用する。
2	登録種苗の適切な使用	・農作物の種子や果樹の枝(穂木、剪定枝等)を、許可無く他の農家等に譲渡したり、海外へ持ち出さない。 ・契約で自家増殖が禁止されている場合は、その内容に従う。
33	生産資材の使用履歴記帳と記録の保管	・農薬・肥料等の生産資材の購入伝票等を保管する。 ・農薬の使用後は、使用した年月日や場所などの情報について、速やかに生産履歴簿に記載する。 ・肥料や土壌改良資材など、その他の生産資材についても、使用後は生産履歴簿やその他の方法により記録を行う。 ・購入時の伝票や生産資材の使用履歴とともに、作物生育の良否や当該年の気象等についても記録・保管し、事後もさかのぼれるようにする。
39	農産物等の誤表示の防止、荷姿の遵守	・玄米及び精米、生鮮食品については、JAS 法に基づき「名称」等の必要事項を表示する。 ・加工品の製造・販売についても、加工品について定められた表示事項を適切に表示する。 ・生産組合や市場、実需の要望を踏まえた荷姿を遵守する。
40	用途限定米穀の適切な保管・販売	○ 用途限定米穀について、 ・定められた用途以外に使用、又は使用する目的で出荷・販売しない。 ・保管する時は用途ごとに保管し、用途が明らかになるような表示をする。 ・販売するときは、包装等に用途を示す表示をする。 ・販売するときに、定められた用途に確実に使用することを確認する。 ○ 食用不適米穀についても同様に、販売等をしない。
41	農産物の取引に関する記録の作成・保存	・農産物の取引について、品名や数量、取引先名などの記録を作成する。 ・作成した記録については、販売後一定期間保存する。
43	飼料製造に関する記録の作成・保存	・製造等について、帳簿を作成し、その都度記載する。 ・帳簿は8年間保存する。

○「とやまＧＡＰ」の取組手順

「とやまＧＡＰ」の取組では、次のステップの①から④を繰り返します。

ステップ①：点検（気付き・発見）

まずは、県が作成した「とやまＧＡＰ自己点検シート」や「とやまＧＡＰ農場点検シート」を用いて、自らの農場において、「農産物の安全性」や「労働安全」、「環境保全」の各視点から見て、クレームや事故の発生など、リスクや欠陥（＝ＢＡＰ）がないかを自己点検します。

その上で、普及指導員や営農指導員などによる二者点検や産地の仲間との内部点検などを実施すると、より客観的な点検・評価が可能になるので、点検の効果が上がります。

なお、農場での点検活動で、見つけたＢＡＰのうち、特に重大なリスクや欠陥があると判断されるものについて、優先的に改善することが必要です。

※　各シートは県のホームページから入手できます。

（右の URL 参照　http://www.pref.toyama.jp/sections/1612/Toyama_GAP/）

ステップ②：改善（考え・共有）

①の自己点検等の結果をもとに、農場におけるＢＡＰの改善に取り組みます。

その際には、「富山県適正農業規範」を参考に、適正な農業生産活動の実践（ＧＡＰ）に必要な農場ルールや改善事項について農場関係者全員で検討するとともに、改善事項の情報の共有に努めることが重要です。

ステップ③：実践（行動）

改善事項や農場ルールを全作業者が共有し、その上で作業を実施します。

また、作業を実施する中で、新たにＢＡＰや改善が可能なことに気が付けば、記録やルール化に努め、それらの情報を農場関係者で共有し、改善を図ります。

ステップ④：点検（確認・評価）

③の後、実際にＢＡＰが改善されているかを点検します。

点検の際は、自分一人だけでなく、他の農場関係者や外部の人にも点検・評価してもらうと、漏れや見落としを防ぐことができるので、より良い農業への近道になります。

このような取組を通じ、日々の活動の中で改善すべきところを見つけ、関係者全員が意識的に「とやまＧＡＰ」に取り組むことで、農場管理のレベルが向上し、事故やクレーム等が発生しない、人と環境にやさしい持続可能な消費者等から信頼される農場となることができるのです。

２　「環境にやさしい農業」の推進状況

環境にやさしい農業については、これまで「とやまエコ農業推進方針（平成 19 年策定）」に基づき、土づくりと化学肥料・農薬の低減に一体的に取り組むエコファーマーの認定や化学肥料・農薬の大幅な低減、有機農業などの先進的な取組、有機物資源のリサイクル利用、農業用廃プラスチックの地域回収について、「とやまエコ農業指標」と位置づけ、その積極的な推進に努めてきたところです。

表1:「とやまエコ農業指標」

とやまエコ農業指標	基準年(18 年)	中間目標(23 年)	目標(27 年)
エコファーマー認定者数　※1	1,354 名	2,700 名	3,000 名
特別栽培・有機農産物生産面積　※2	930ha	1,100ha	1,200ha
有機物資源循環率　※3	85.1%	90.0%	90.0%
農業用廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ回収率　※4	34.9%	37.0%	40.0%
化学肥料削減率　※5	18.4kg/10a	5.0%削減	10.0%削減
化学農薬削減率　※6	8.5kg/10a	5.0%削減	10.0%削減

※1　エコファーマー認定者数:当該年度末現在の認定者数

※2　特別栽培農産物(地域の慣行栽培よりも化学肥料・農薬を5割以上削減して生産した農産物(特栽ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝに基づく))と有機農産物(有機 JAS 規格に基づき認証された過去3年以上、化学肥料・農薬を使用せず生産した農産物)の計

※3　有機物資源循環率:畜産排泄物及び籾殻等に対する「ほ場還元量/排出量」

※4　農業用廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ回収率:農業用廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸに対する「地域回収量/年間排出量」

※5　化学肥料(N・P・K)は水稲ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ調査ほ場(生育観測ほ:県下 18 ヵ所)のデータを使用

※6　化学農薬は農薬流通量調査のデータを使用

「とやまエコ農業指標」とは

環境にやさしい農業の推進について、農業者はもちろん、消費者にもわかりやすいものとするため、化学肥料・農薬の削減はもとより、エコファーマーの認定者数、特別栽培・有機農産物栽培面積、有機物資源のリサイクル利用、農業用廃プラスチックの回収を「とやまエコ農業指標」として設定したもの

(1)「とやまエコ農業指標」の進捗状況

①エコファーマー認定者数

平成11年に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、有機物の施用による土づくりや化学肥料・農薬の低減を一体的に取り組む農業者を県が「エコファーマー」として認定し、その取組に対する支援等を行ってきたところです。

エコファーマーの認定者数は、農林振興センターによる化学肥料・農薬の削減指導、農地・水・環境保全向上対策（営農活動支援）等の取組推進や「エコファーマーマーク」の認知度の向上などにより、平成18年以降、集落営農組織での認定や野菜・果樹産地単位での認定が進んだことから、当初の目標値を見直ししています。

エコファーマーマーク

（H27目標：当初2,000名　→　見直後3,000名）

特に果樹では農林振興センターの支援により、堆肥施用等による土づくり、有機質肥料の施用等による化学肥料の削減、フェロモン剤等の導入による化学合成農薬の削減が図られるなど、県内の全産地が環境にやさしい農業を実践するエコファーマーに認定されています。

一方、22年度以降、集落営農組織の法人化や担い手の高齢化の進行などにより、26年３月までに約800名のエコファーマーが認定を取り止めており、認定者数の伸びは停滞しています。

なお、農林振興センターによる認定促進に向けた働きかけや23年度からスタートした環境保全型農業直接支援対策などのエコファーマーへの支援策などもあり、新規の認定者は確実に育成されています。

図1：エコファーマー認定者数等の推移（H26.3 末現在）

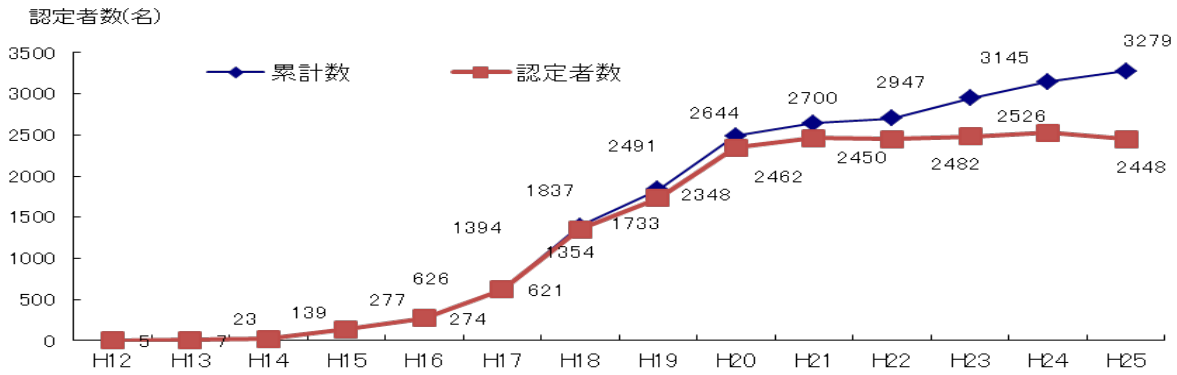

図2：市町村別のエコファーマー認定者数（H26.3末現在）

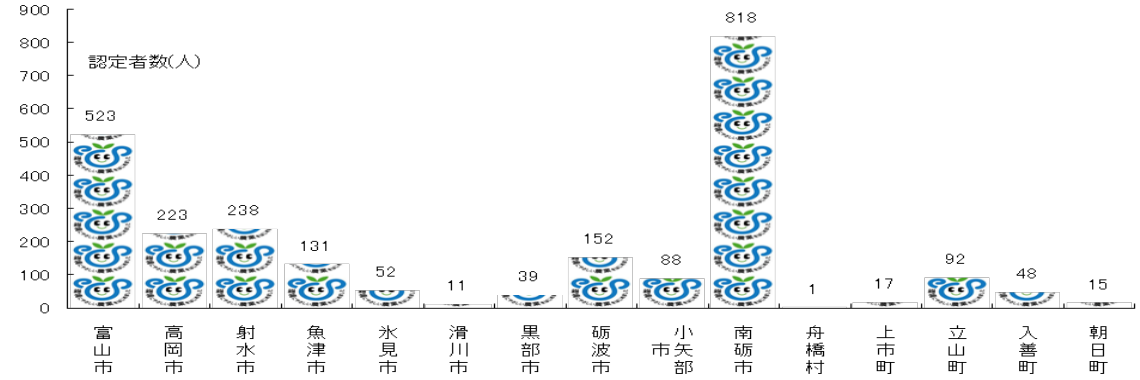

②特別栽培＋有機農産物栽培面積

化学肥料・農薬の大幅な削減に取り組む特別栽培農産物の栽培面積は、病害虫に対する防除対応の影響やガイドラインに基づく表示事務の煩雑さなどから、系統出荷の特別栽培農産物の取組縮小が見られるものの、農業法人等での特別栽培米の生産拡大などもあり、900ha 台で推移しています。

また、有機 JAS 規格に基づき生産された有機農産物については、高齢化や認証のための事務負担などを背景に認証を取り止める生産者がいるものの、新規に有機 JAS 認証を取得する生産者や法人による取組面積の拡大などにより、微増傾向にあります。

図3：特別栽培＋有機農産物栽培面積の推移（H26.3末現在）

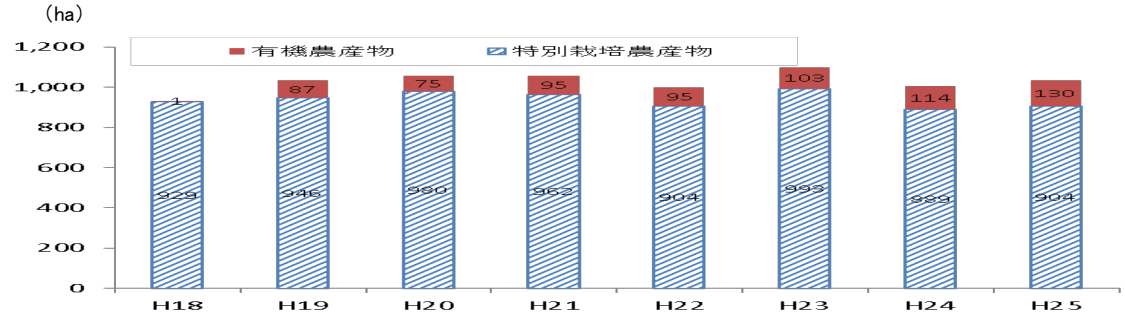

表2：特別栽培・有機農産物栽培面積計（ha）

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
930	1,033	1,055	1,057	999	1,096	1,004	1,035

図4：市町村別の有機農業栽培面積（H26.3 末現在）

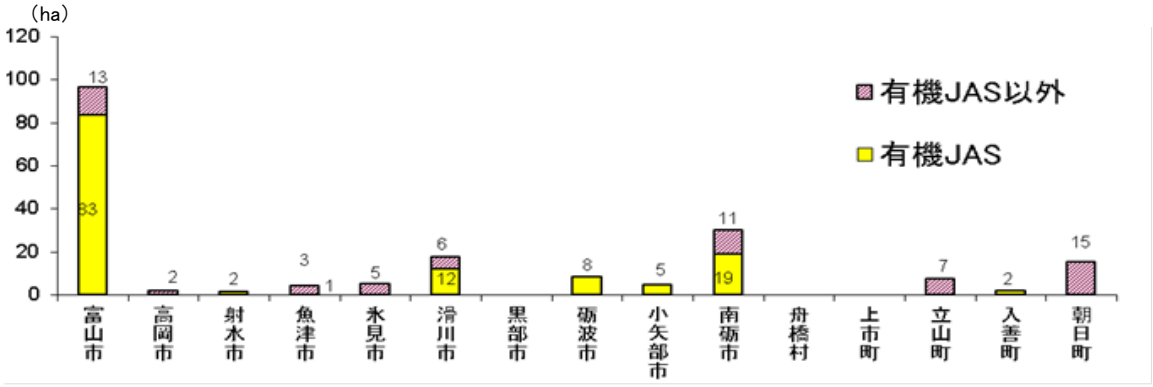

参考：とやま有機農業推進計画における目標と現状

区　分	目標	現状（H25）
有機農業の推進体制を整備した市町村	50%	33.3% （整備済み：富山市、滑川市、氷見市、南砺市、入善町）
特別栽培・有機農産物生産面積	1,100ha	1,035ha （有機JAS：131ha）＋（特別栽培農産物：904ha）

③有機物資源循環率

農業由来で発生する「家畜排せつ物」や「もみ殻等」の未利用有機物資源については、土づくりや未利用有機物資源の有効活用の推進等により、稲わらのすき込みや堆肥としてほ場に還元されたり、家畜の敷料やマルチなどの資材として有効活用されていることから、循環率は目標の 90%以上を確保しています。

図5：有機物資源循環率の推移（H26.3末現在）

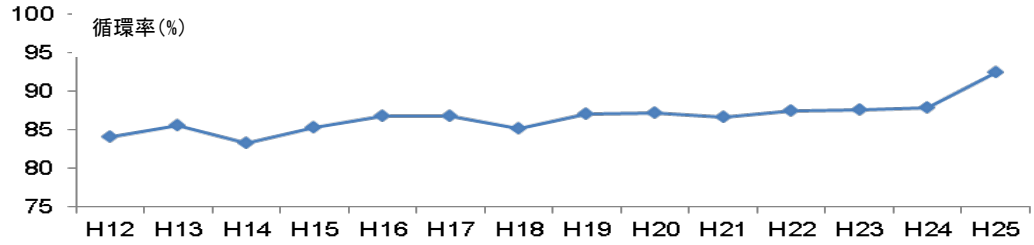

④農業用廃プラスチック回収率

肥料の空袋や育苗ハウスの使用済みビニールなど、農業生産活動で排出される廃プラスチック類については、産業廃棄物として法令に基づき、農業者が自らの責任において適正に処理することが求められていますが、小規模な農業者が個々で処理業者に委託することが困難であったため、本県では、平成 9 年から「富山県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会」が主体となって、廃プラスチック類の適正処理に係る啓発活動や農協単位での地域回収処理を推進するための活動を実施してきたところです。

この活動により、農業由来の廃プラスチック類に対する農業者の適正処理意識が向上するとともに、ほぼ全ての農協で地域回収が実施されるなど、適正処理が定着しています。

図6：農業用廃プラスチック類の地域回収量等の推移

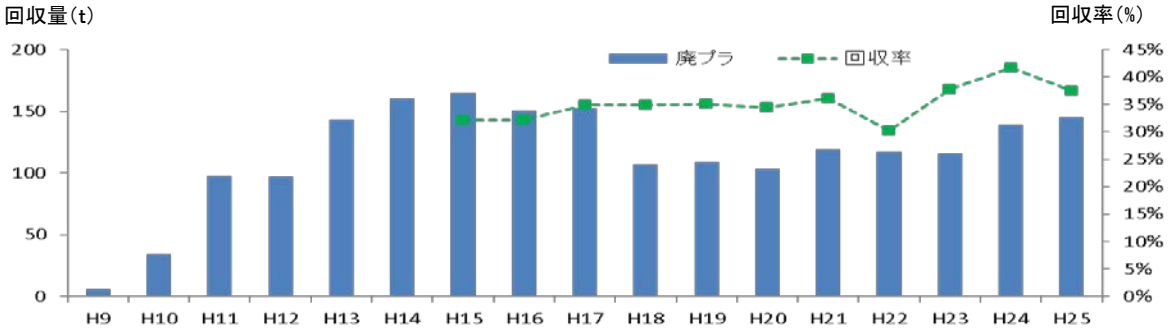

注：地域回収は主に個人農家が利用しており、農業法人等の大規模経営体では処理業者に直接処理を委託している。

⑤10a当たり化学肥料の使用量

化学肥料の使用量（水稲モニタリング調査における窒素・燐酸・カリの合計）は、側条施肥や肥効調節型肥料等、施肥方法の改善や効率的な施肥技術の普及などにより、年々減少してきたところです。

一方、近年、水稲栽培において、夏期の高温に対応した品質向上対策など、気象条件に応じた追加穂肥といった適切な肥培管理の徹底が実施されていることから、過度な化学肥料使用量の低減が生産性の低下につながることが懸念されています。

図7：化学肥料の施用量の推移

⑥10a当たり農薬の使用量

化学合成農薬の使用については、苗箱施薬剤などの効率的な防除資材、本県農業研究所が開発した「種子の温湯消毒法＋食酢処理」や生物農薬等の化学合成農薬を使わない種子消毒法の普及、畦畔の機械除草などの耕種的防除や発生予察を踏まえた適時適切な防除など、化学合成農薬だけに頼らない総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及などにより、使用量の低減が進んでいます。

また、農薬の飛散（ドリフト）による農産物の残留農薬汚染や周辺住民等への危害防止を推進するため、これまで主流であった「粉剤」から、「液剤」や「粒剤」など飛散しにくい剤型への誘導が図られるなど、周辺環境等に配慮した防除が普及しています。

図8：化学合成農薬の使用量の推移

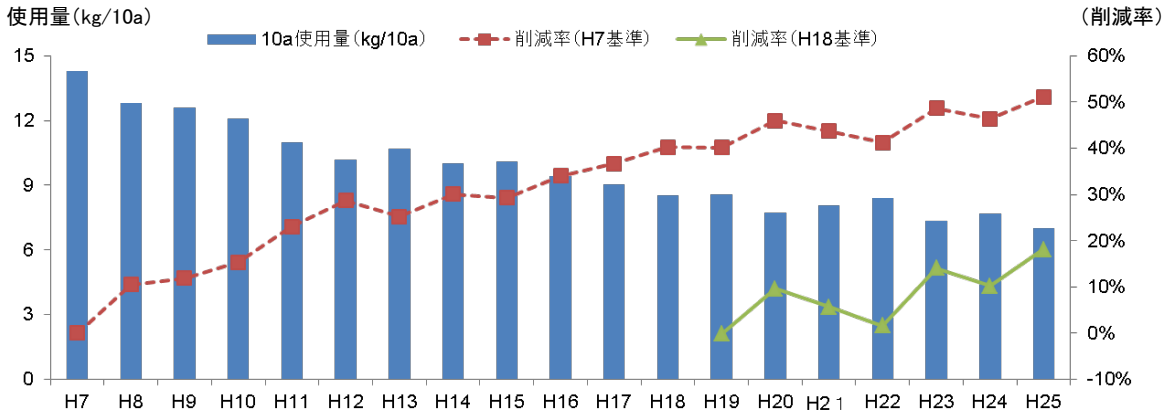

表3：「とやまエコ農業指標」の実績推移

指標	(基準年) 18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
エコファーマー認定者数（単位：名）	1,354	1,733	2,348	2,462	2,450	2,482	2,526	2,448
特別栽培・有機農産物生産面積（単位：ha）	930	1,033	1,055	1,057	999	1,096	1,004	1,035
有機物資源循環率（単位：%）	85.1	87.1	87.2	86.6	87.4	87.6	87.8	92.4
農業用廃プラスチック回収率（単位：%）	34.9	35.0	35.0	36.0	38.0	37.8	41.7	37.4
化学肥料削減率（単位：%削減）	18.4 (kg/10a)	0.0	1.1	6.5	11.4	5.4	4.3	0.5
化学農薬削減率（単位：%削減）	8.5 (kg/10a)	−0.2	9.6	5.7	8.2	13.7	10.2	18.1

（2）環境にやさしい農業・適正農業推進協議会等開催履歴

①推進協議会

年度	実施時期	開催場所	協議等内容（現地視察先）	備考
H8	H9.2.25	県民会館	(1) 環境にやさしい農業推進方針「環境にやさしい農業の展開」の策定	推進協議会の設置（H9.1.27）
H10	H11.3.18	県民会館	(1)環境にやさしい農業の展開方向、実績等 (2)研究開発状況報告	
H11	H12.2.4	県民会館	(1)環境にやさしいに農業をめぐる状況について (2)国の動き、環境関連三法について (3)環境にやさしい農業の今後の推進・展開について	
H12	H13.3.13	JA会館	(1)環境にやさしい農業をめぐる動き (2)環境にやさしい農業の今後の推進方針について	
H13	H13.10.23	現地：南砺市	(1)「JAなんと」における環境に配慮した安全・安心な農業の取り組みについて （視察先：なんと農協） (2)減農薬減化学肥料栽培米を用いた“おにぎり”の試食 （視察先：なんと農協ヨッテカーレ） (3)固形燃料化等による資源リサイクルの推進について （視察先：南砺リサイクルセンター）	「環境にやさしい農業の展開（H9.2策定）」を改定
H14	H14.11.22	現地：魚津市	(1)野菜における環境保全型農業の取り組みについて （視察先：UBC出荷組合） (2)フェロモンを利用したリンゴの防除について （視察先：果樹試験場）	
H15	H15.10.7	現地：富山市	(1)未利用有機質資源ﾘｻｲｸﾙ事例の視察 【視察先：富山市ｴｺﾀｳﾝ（富山ｸﾞﾘｰﾝﾌｰﾄﾞﾘｻｲｸﾙ株式会社）】 (2)ｴｺﾌｧｰﾏｰの取組事例の視察 （視察先：八ヶ山園芸生産出荷組合） (3)地場産の食材を中心とした食事 （会場：八ヶ山青果出荷組合会議室） (4)意見交換会：環境にやさしい農業の推進と課題について	『環境にやさしい農業推進交流会』として、「とやまエコファーマー倶楽部」と共催
H16	H16.11.11	現地：小矢部市 高岡市	(1)JAいなばにおけるﾄﾚｰｻﾋﾞﾘﾃｨの取り組み （視察先：JAいなばｶﾝﾄﾘｰｴﾚﾍﾞｰﾀｰ） (2)海洋深層水を利用した水耕栽培を行い、減農薬にこだわったﾄﾏﾄ生産 （視察先：(有)ひかりファーム） (3)地場産の食材を中心とした食事 （会場：高岡市農業センター）	『環境にやさしい農業推進交流会』として、「とやまエコファーマー倶楽部」と共催
H17	H17.10.12	現地：砺波市 南砺市	(1)環境にやさしい野菜生産技術に関する試験研究の取組み （視察先：野菜花き試験場） (2)環境にやさしい農業の実践事例 （視察先：JAとなみ野アルギットにら生産組合） (3)地場産の食材を中心とした食事 （会場：コープとなみ野エレナ店会議室）	『環境にやさしい農業推進交流会』として、「とやまエコファーマー倶楽部」と共催
H18	H18.12.22	県民会館302号室	(1)環境にやさしい農業の取組実績について (2)環境にやさしい農業に関する国施策の概要について (3)基本方針「環境にやさしい農業の展開」の改訂について	『環境にやさしい農業推進交流会』として、「とやまエコファーマー倶楽部」と共催
H19	H19.8.20	県民会館704号室	(1)基本方針「環境にやさしい農業の展開」の改訂について (2)有機農業の推進について（県の推進計画の策定等）	「環境にやさしい農業の展開（H9.2策定）」を改定し「とやまｴｺ農業推進方針」を策定（H19.9）
	H19.11.7	現地：砺波市	(1)環境にやさしい農業の実践事例【有機農業について （視察先：富山・自然を愛するﾈｯﾄﾜｰｸ 林会長） (2)意見交換会：県の有機農業推進計画(案)について （会場：JAとなみ野高波ふれあいｾﾝﾀｰ）	
	H20.3.26	県民会館	(1)有機農業推進計画の検討経過について (2)パブリックコメント実施結果について (3)有機農業推進計画の策定について	
H20				「とやま有機農業推進計画」を策定（H20.5）
H21	H21.8.20	現地：南砺市	(1)有機農業現地ほ場見学・意見交換会 （視察先：越中土徳の会） (2)協議会：エコ農業推進方針の目標値の変更等について （会場：城端伝統芸能会館「じょうはな座」）	とやまエコファーマー倶楽部と共催
H22	H22.8.20	現地：魚津市	(1)農地・水・環境保全向上対策（営農活動支援）の取組み （視察先：大海寺野環境保全協議会） ・新規需要米における化学肥料、化学農薬削減の取組み （視察先：志むら営農組合） ・エコファーマーの取組 （視察先：軟弱野菜：UBC出荷組合） (2)協議会：環境にやさしい農業の取組実績、有機農業の推進状況等について （会場：JA魚津市営農ｾﾝﾀｰ）	・推進協議会設置要領及び委員構成大幅変更（会長が県農林水産部長に） ・とやまエコファーマー倶楽部と共催
H23	H24.2.20	県民会館	(1)とやまGAP規範の策定及び今後の推進体制について (2)エコ農業推進方針の進捗状況等について	・「富山県適正農業規範（H23.12）」の策定
H24	H24.8.21	現地：富山市	(1)有機農業・GAP等の取組について （視察先：小原営農ｾﾝﾀｰ） (2)「エコ農業推進方針」等の進捗状況報告等（会場：大沢野文化会館）	・とやまエコファーマー倶楽部を廃止 ・協議会名等変更（富山県環境やさしい農業・適正農業推進協議会）
H25	H25.8.22	現地：氷見市	(1)有機農業・GAP等の取組について 【視察先：（有機農業：土合農園）、（GAP：T-MARKS）】 (2)「エコ農業推進方針」等の進捗状況報告等(会場：SAYSFARM)	
H26	H26.8.20	現地：入善町	(1)有機農業・GAP等の取組について 【視察先：（有機農業：米原農園）、（GAP：AG矢木）】 (2)「エコ農業推進方針」等の見直し方向等の検討（会場：JAみな穂本店）	・『とやま「人」と「環境」にやさしい農業推進プラン（仮称）』の骨子について報告

②推進大会等

年度	実施時期	開催場所	講演内容等
H8	H9.2.26	農協会館8Fホール	特別講演:「なぜ、今、環境にやさしい農業か」（環境保全型農業対策室）
H9	H10.3.24	農協会館8Fホール	(1)総合的な防除技術体系の普及推進について (2)元気な土づくりの推進と施肥改善について (3)農業用廃プラスチックの適正処理について (4)事例発表:氷見市阿尾地域農業推進協議会 (5)特別講演:「環境にやさしい農業の推進について」（熊野推進協議会長）
H10	H11.3.18	農協会館8Fホール	(1)環境にやさしい農業の推進状況について (2)総合的な防除技術体系の普及推進について (3)元気な土づくりの推進と施肥改善について (4)特別講演「物質循環機能を活用した環境負荷の少ない農業技術」（農水省環境技術研究所）
H11	H12.2.9	農協会館8Fホール	(1)環境と調和した持続性の高い農業をめぐる動き （生産流通課） (2)農業環境関連三法 ①肥料取締法の一部改正 （名古屋肥飼料検査所） ②家畜排せつ物の管理適正化及び利用の促進に関する法律 （県畜産課） ③持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律について （県生産流通課）
H13	H14.2.1	農協会館8Fホール	(1)富山県環境にやさしい農業の進捗状況 （熊野推進協議会長） (2)有機性資源循環利用の現状と課題 （京都大学大学院 内藤教授）
H14	H15.1.14	農協会館8Fホール	1 エコファーマー認定式 2 講演 (1)「農薬取締法の改正について」（農水省生産資材課農薬対策室） (2)「町ぐるみで進める環境保全型農業」（JAえちご上越） (3)「本県における米の生産工程管理の推進について」（全農とやま）
H15	H15.6.11	農業総合研修所	1 設立総会 2 現地研修会 (1)「安全で美味しい農業に取り組んで」（JA福井市北部エコファーマーズ） (2)「環境にやさしい農業技術の試験研究について」（県農業試験場） (3)「水稲の機械除草機について」（農試ほ場で実演）
	H16.1.13	農協会館8Fホール	(1)「安心・安全な農産物のための農薬の適正使用等について」（農水省農産安全管理課） (2)JAグリーン近江の「米販売戦略」“「安全・安心・正直」宣言米”（JAｸﾞﾘｰﾝ近江 販売課） (3)「総合的な防除技術体系の推進について ～斑点米ｶﾒﾑｼ類の防除を中心に～」（県技術推進課専技班）
H16	H16.6.21	農業総合研修所	1 第2回通常総会 2 研修会 (1)「減農薬米生産のための新しい技術」（県農業試験場） (2)「エコファーマー商品等を中心とした流通・消費動向」（アルビス㈱ 藤澤課長）
	H17.3.23	農業総合研修所	(1)「食料・農業・農村基本計画の見直しと環境保全型農業の推進方向」（農水省農産振興課環境保全型農業対策室） (2)「効率的な防除技術体系の普及推進について」（県技術推進課専門技術員班） (3)「土づくりによる環境にやさしい米づくり」（県技術推進課専門技術員班）
H17	H18.3.23	農業総合研修所	(1)「ﾎﾟｼﾞﾃｨﾌﾞﾘｽﾄ制度の導入と農薬の飛散防止について」（JA全農東京肥料農薬事業所 農薬ｸﾞﾙｰﾌﾟ） (2)「米・麦・大豆の効果的防除のﾎﾟｲﾝﾄ」～ やるべきはやり、ムダは省く ～ （県技術推進課普及指導班） (3)「農地・水・環境保全向上対策等について」（農水省農産振興課環境保全型農業対策室）
H18	H19.3.20	農業総合研修所	(1)「農薬をめぐる情勢について」（社団法人緑の安全推進協会 千野農薬安全相談室長） (2)「農薬のポジティブリスト対策技術について」（農業技術課普及指導班） (3)「飛散防止対策資材について」（全農とやま 営農対策課）
H19	H20.3.19	農業総合研修所	(1)「除草剤における農薬ドリフト低減技術等について」（財団法人日本植物調節剤研究協会研究所 試験研究部） (2)「農薬のポジティブリスト対策技術について」（県農業技術課普及指導班） (3)「氷見市北八代営農組合における農地・水・環境保全向上対策等の取組み」（氷見市農業協同組合 阿尾支所）
H20	H20.12.17	農協会館8Fホール	(1)「GAPの概要と全国的な取組状況について」（農水省技術普及課） (2)「本県におけるGAPの取組について」（県農産食品課・県農業協同中央会 農業対策部） (3)「IPMによる農薬低減技術などについて」（県農業研究所病理昆虫課） (4)「農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援)及び有機農業の推進について」（県農産食品課）
H21	H22.3.19	農協会館8Fホール	(1)「新時代の環境保全型農業:内外の潮流と現場の対応」（横浜国立大学大学院 嘉田教授） (2)「病害虫発生状況と防除対策について～稲こうじ病、紋枯病、大豆黒根腐病等を中心に～」（県広域普及指導ｾﾝﾀｰ） (3)「国の環境対策事業の概要及び県の環境にやさしい農業の推進状況等について」（県農産食品課）
H22	H23.3.4	県民会館304号室	(1)「薬剤耐性菌問題の現状と今後」（農業環境技術研究所） (2)「環境保全型農業直接支援対策」（農水省農業環境対策課）
H23	H23.12.22	農協会館8Fホール	(1)「富山県適正農業規範」の策定について （県農業技術課） (2)「環境負荷低減に向けたIPM(総合的病害虫・雑草管理)の実践について」（農水省 植物防疫課） (3)「水稲農場におけるGAPの導入と経営改善について」（株式会社 穂海 丸田代表取締役社長）
H24	H24.12.18	農協会館8Fホール	(1)「富山県における農作業事故の実態及びその対策について」（富山県農村医学研究所 大浦主任研究員） (2)「GAPの目指すもの ～GAPができた理由を知ると、GAPなんて怖くない～」（株式会社 農水産ID 藤井氏）
H25	H25.11.13	農協会館8Fホール	(1)「日本農業が生き残るために現場で必要なこと」（一般社団法人 日本生産者GAP協会 田上理事長） (2)ﾊﾟﾈﾙﾃﾞｨｽｶｯｼｮﾝ:「あなたの農業経営で、どこが問題なのか、どうすればよいのか」 （ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ:田上氏、パネリスト:GAPﾓﾃﾞﾙ農場、JAｸﾞﾙｰﾌﾟ、普及指導員）
H26	H27.1.8	農協会館8Fホール	(1)『とやま「人」と「環境」にやさしい農業推進プラン(素案)』について （県農業技術課） (2)基調講演:「小さくて強い農業をつくる」（株式会社 久松農園 久松代表取締役）

3 関係法令

（1）富山県適正農業規範に基づく農業推進条例（平成 22 年 12 月 13 日条例第 43 号）

近年、食の安全に不安を与える事件が相次いで発生し、食の安全に対する国民の意識が急速に高まっている。また、食料供給の確保と農家の所得向上を図るため、肥料、農薬の使用等による農業の合理化、集約化が進められてきたが、その一方において、農地の余剰な養分や農薬の残留等による環境への影響が懸念され始めている。

こうした中、本県農業は、豊かな自然と恵まれた水環境を活用し、農業者の優れた技術とたゆみない努力によって水稲の生産を中心に発展してきたが、このような社会情勢の変化に伴って、なお一層の消費者の信頼向上と農業生産活動に伴う環境への負荷の低減がいま求められている。また、将来にわたって安全で高品質な農産物を生産するためには、土壌、水等の清らかな農業環境を守り、子々孫々に引き継いでいくことが不可欠である。

このため、農業生産活動において、安全な農産物を生産し、環境を保全し、及び農業者の安全を確保するために必要とされる具体的な取組等を「適正農業規範」として定めることにより、すべての農業者がこれに対する認識を深め、共有するとともに、各々が自らの農業生産活動を見直し、改善を図る等適正農業規範に基づく農業を推進していくことが必要である。

ここに、農業者の積極的な取組並びに県、市町村及び農業に関する団体の相互の連携の下に、適正農業規範に基づく農業を推進し、もって地域の食料自給率の向上を図るとともに、本県が農産物の安全性と品質、環境との調和に優れた産地として県内外からの信頼を集め、その地位を確立し、本県農業が更なる発展を遂げるため、この条例を制定する。

（目的）

第1条　この条例は、農業者による適正な農業生産活動を推進することにより、安全な農産物を生産し、環境を保全し、及び農業者の安全を確保し、もって農業に対する県民の信頼の向上に資するとともに、本県農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴農業者　農業生産活動を行う者をいう。

⑵農業生産活動　農産物の栽培、収穫、集荷及び市場、販売所等へ出荷するための保管等を行うことをいう。

⑶農産物　米、麦類、豆類、いも類、野菜、果実、花き等をいう。

（適正農業規範の策定）

第3条　知事は、農業者が農業生産活動において安全な農産物を生産し、環境を保全し、及び農業者の安全を確保するために必要とされる取組に関する規範（以下「適正農業規範」という。）を定めるものとする。

2　知事は、適正農業規範を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（適正農業規範の内容）

第4条　適正農業規範は、次に掲げる事項について定めるものとする。

⑴土壌、水、肥料、農薬、施設、設備等の適正な管理及び使用に関する事項

⑵収穫後の農産物の適正な管理に関する事項

⑶その他必要な事項

2　適正農業規範は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の法令、国又は国際機関が定めた指針、科学的知見等を基本として定めるものとする。

3　適正農業規範は、自然条件、農業形態等本県の特性に応じて定めるものとする。

4　知事は、適正農業規範を定めるに当たっては、農業生産活動における具体的な実践方法を、その必要性とともにできるだけ分かりやすく示すよう配慮するものとする。

（農業者等の意見の反映）

第5条　知事は、適正農業規範を定めるに当たっては、あらかじめ、農業者、消費者その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

2　前項の規定は、適正農業規範の変更について準用する。

（農業者等の責務）

第6条　農業者は、適正農業規範に基づく農業生産活動の実践に取り組むよう努めるものとする。

2　農業者のために農業の経営及び技術の向上に関する指導を行う者は、適正農業規範に基づいてその指導を行うよう努めるものとする。

（県民の責務）

第7条　県民は、安全な農産物を生産し、及び環境を保全するための農業者の取組に対する理解を深め、適正農業規範に基づく農業生産活動の実践により県内で生産された農産物の消費の増進に努めるものとする。

（県の責務）

第8条　県は、適正農業規範に基づく農業生産活動の普及を図るため、次に掲げる施策を総合的に推進するものとする。

⑴適正農業規範に対する農業者の理解を深めるための啓発

⑵市町村及び農業に関する団体と連携した推進体制の整備

⑶適正農業規範に基づく農業生産活動の実践について技術的指導を行う人材の育成

⑷適正農業規範に基づく農業生産活動の実践に取り組む農業者に対する支援

⑸安全な農産物を生産し、及び環境を保全するための農業者の取組に対する県民の理解を深めるための啓発

⑹適正農業規範に基づく農業生産活動の実践により県内で生産された農産物の消費の増進を図る施策

⑺適正農業規範に定める内容に関する調査研究

⑻その他必要な施策

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

（2）有機農業の推進に関する法律及び国基本方針

①有機農業の推進に関する法律（平成 18 年 12 月 15 日法律第 112 号）

（目的）

第1条　この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。

（定義）

第2条　この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

（基本理念）

第3条　有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

2　有機農業の推進は、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3　有機農業の推進は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、有機農業を行う農業者（以下「有機農業者」という。）その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。

4　有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条　国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。

（法制上の措置等）

第5条　政府は、有機農業の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（基本方針）

第6条　農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針においては、次の事項を定めるものとする。

一　有機農業の推進に関する基本的な事項

二　有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

三　有機農業の推進に関する施策に関する事項

四　その他有機農業の推進に関し必要な事項

3　農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
4　農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（推進計画）
第7条　都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画（次項において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
2　都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（有機農業者等の支援）
第8条　国及び地方公共団体は、有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（技術開発等の促進）
第9条　国及び地方公共団体は、有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するため、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（消費者の理解と関心の増進）
第 10 条　国及び地方公共団体は、有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の消費者の有機農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

（有機農業者と消費者の相互理解の増進）
第 11 条　国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、有機農業者と消費者との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査の実施）
第 12 条　国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関し必要な調査を実施するものとする。

（国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援）
第 13 条　国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（国の地方公共団体に対する援助）
第 14 条　国は、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策に関し、必要な指導、助言その他の援助をすることができる。

（有機農業者等の意見の反映）
第 15 条　国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業者その他の関係者及び消費者に対する当該施策について意見を述べる機会の付与その他当該施策にこれらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附　則
（施行期日）
1　この法律は、公布の日から施行する。

②有機農業の推進に関する基本的な方針【第2期（平成26年４月25日公表）】

第１　有機農業の推進に関する基本的な事項

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）において、有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるとされている。

有機農業推進法に基づき平成19年4月に初めて策定・公表された「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）は、我が国の農業における有機農業の役割を明確にするとともに、各種の関連施策を総合的かつ計画的に講じていく基（もとい）となった。その結果、我が国における有機農業の取組はわずかながらも増加傾向を示し、有機農業により生産される農産物に対する需要や、新たに有機農業に取り組もうとする者の数も増大しつつある。

こうした傾向を適切に助長することの重要性にかんがみ、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ、以下に掲げる事項に基づき、有機農業の推進に関する各種の関連施策を実施するものとする。

１　農業者が有機農業に容易に従事することができるようにするための取組の推進

有機農業は、多くの場合、病虫害の発生等に加え、労働時間や生産コストの大幅な増加を伴うことから、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることが重要である。

このため、地域の気象条件・土壌条件等に適合した技術体系を確立・普及するための取組への支援を強化するとともに、有機農業の取組を対象とする各種支援施策を充実し、その積極的な活用を図ることが必要である。

また、先進的な有機農業者による就農相談や研修受入の拡大、新規就農者の経営計画の作成への支援が必要である。

２　農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組むことができるようにするための取組の推進

新たに有機農業に取り組もうとする者が潜在的に相当数見込まれるとともに、有機農業により生産される農産物に対する需要の増加も見込まれることから、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売又は利用の確保・拡大を図っていくことが重要である。

このため、有機農業に関する技術体系の確立・普及や、農業者が有機農業による経営を安定的に行えるよう、有機農業の取組が対象となる各種支援施策の積極的な展開を図ることが必要である。

また、有機農業により生産される農産物の流通、販売又は利用が拡大するよう、有機農業者や農業団体等と、当該農産物の流通業者、販売業者又は実需者その他の業者とが連携・協力することによって、実需者等のニーズに即した広域流通（生産者と消費者・実需者との間に流通業者等の第三者を介在させることによって、主として広域を対象として行われる流通をいう。以下同じ。）や地産地消（国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）をその生産された地域内において消費すること（消費者に販売すること及び加工することを含む。）をいう。以下同じ。）等の地域内流通（流通業者等の第三者を介在させずに、生産者と消費者・実需者が直接取引することにより行われる地域内での流通をいう。以下同じ。）を推進することが重要である。

３　消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにするための取組の推進

消費者の需要を踏まえ、有機農業により生産される農産物の生産量・流通量を増加させ、当該農産物を消費者が容易に入手できるように多様な販売機会を設けることが重要である。

このため、有機農業により生産される農産物の生産の拡大に努めるとともに、有機農業者、流通業者、販売業者、実需者及び消費者の間で、当該農産物の生産、流通、販売又は消費に関する情報の受発信を支援することが必要である。

さらに、有機農業により生産される農産物の生産及び消費の拡大に伴い、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく有機農産物等の表示への理解の増進を図るとともに、有機農産物等の適正な表示を確保することにより、消費者の有機農産物等に対する信頼を確保することが必要である。

4 有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進

有機農業の推進に当たっては、有機農業に対する消費者の理解の増進及び信頼の確保が重要であることから、食育、地産地消、産消提携（農業者と消費者とが農産物の取引に係る事前契約（提携）を行い、その契約に基づき農産物を相対で取引する仕組みをいう。以下同じ。）、農業体験学習又は都市農村交流等の取組を通じて、消費者と有機農業者その他の関係者との交流・連携が促進されるよう取り計らうことが必要である。

5 農業者その他の関係者の自主性の尊重

有機農業の推進に当たっては、我が国における有機農業が、これまで、有機農業を志向する一部の農業者その他の関係者の自主的な活動によって支えられてきたことを考慮し、これらの者及び今後有機農業を行おうとする者の意見が十分に反映されるようにすることが重要である。

有機農業に関する基本的な技術の体系化は進んでいるものの、地域に固有な条件への適合が不十分であり、有機農業により生産される農産物の生産の取組は未だ少ない状況にある。こうした状況にかんがみ、有機農業の推進に当たって、地域の実情や農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、これらの者に対し、有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に係る各種取組が画一的に推進されることのないよう留意する必要がある。

第2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

1 目標の設定の考え方

これまでに、有機農業の推進に係る条件整備については一定の進捗が得られている。今後は、有機農業に従事している農業者に加え、有機農業による就農を希望する者や慣行農業から有機農業への転換を考えている農業者が相当数見込まれることに加え、有機農業により生産される農産物に対する消費者や実需者の需要の増加も見込まれることなどを踏まえ、国及び地方公共団体は、有機農業推進法に定める基本理念に即して、有機農業の一層の拡大を図るよう努めることとする。

このため、国、地方公共団体、農業者、消費者、実需者その他関係者に係る目標を次のとおり定める。

2 有機農業の推進及び普及の目標

（1）有機農業の拡大

新たに有機農業に取り組もうとする者が潜在的に相当数見込まれ、有機農業により生産される農産物に対する需要の増加も見込まれることから、有機農業の一層の拡大を図ることとする。このため、おおむね平成30年度までに、現在0.4%程度と見込まれる我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を、倍増（1%）させる。

（2）有機農業に関する技術の開発・体系化

有機農業については、基本的な技術の体系化が進捗していることから、今後は、地域の気象や土壌特性等を踏まえ、地域ごとに導入が可能な技術の体系化を進めることが重要である。このため、おおむね平成30年度までに、都道府県において、主要な作物を対象に地域の気象・土壌条件等に適合し、安定的な品質・収量を確保できるよう有機農業の技術体系を確立する。

（3）有機農業に関する普及指導の強化

有機農業に関する技術及び知識は、地域の気象・土壌条件等に適合したものであることが重要である。当該技術及び知識の積極的な活用のためには、地域の先進的な有機農業者と連携し、その知見を活用することで、国や地方公共団体による研修をより実践的なものとすることが必要である。このため、都道府県は、地域の普及指導センターや試験研究機関等に有機農業に専門的知見のある農業革新支援専門員その他の普及指導員を計画的に配置し、地域の先進的な有機農業者との連携を活用して普及指導活動を強化するなど、有機農業に関する普及指導体制を整備することとし、その整備率を、おおむね平成30年度までに100%とする。

（4）有機農業に対する消費者の理解の増進

有機農業に対する消費者の理解を一層増進することとし、有機農業が、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とし、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業であることや農業の自然循環機能を大きく増進するものであること、また、生物の多様性に及ぼす影響を低減させるための取組であること等を知る消費者の割合について、おおむね平成30年度までに50％以上とする。

（5）都道府県等における有機農業の推進体制の強化

基本方針及び有機農業推進法第7条第1項に基づき都道府県が定める有機農業の推進に関する施策についての計画（以下「推進計画」という。）に基づく取組を全国各地において進める。このため、都道府県にあっては、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体等をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政機関、農業団体等で構成する有機農業の推進を目的とする体制の整備を一層促進することとし、その整備率について、おおむね平成30年度までに100％とする。また、市町村にあっては、各地域の有機農業の状況を踏まえつつ、先進的な有機農業者との連携を有する就農相談先を設けるなどの体制を整備することとし、その整備率について、おおむね平成30年度までに50％以上とする。

第3　有機農業の推進に関する施策に関する事項

1　有機農業者等の支援

（1）新たに有機農業を行おうとする者の支援

国及び地方公共団体は、関係団体と連携・協力して、有機農業を行おうとする新規就農希望者や慣行農業から有機農業へ転換しようとする者に対して、これらの者が円滑に有機農業を開始できるよう、国及び地方公共団体における就農相談に加え、道府県農業大学校、有機農業の推進に取り組む民間団体等及び先進的な有機農業者による各種研修機会の拡大に努める。また、新規就農者等のための経営計画の作成や就農しようとする青年の研修及び経営の確立までの各種の支援策を活用した支援に努める。

また、国及び地方公共団体は、その職員及び農業団体の職員に対して、有機農業を行おうとする新規就農希望者及び慣行農業から有機農業へ転換しようとする者に対する適切な指導及び助言を行えるよう資質の維持・向上に努める。このため、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体等と連携・協力して、例えば、就農相談を受け入れる先進的な有機農業者に関する情報その他必要な情報の提供を行うよう努めるとともに、有機農業の意義や実態、有機農業への各種支援施策に関する知識及び有機農業に関する技術等を習得させるための研修の実施に努める。

（2）有機農業の取組に対する支援

国及び地方公共団体は、有機農業に必要な技術の導入を推進するため、堆肥等の生産・流通施設その他の共同利用機械・施設の整備の支援に努めるとともに、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条第1項の規定に基づく持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の策定を有機農業者等に積極的に働きかけるとともに、導入計画の策定及び実施に必要な指導及び助言に努める。また、特例措置を伴う農業改良資金の貸付け等に関しても、有機農業者の必要に応じた支援に努める。

平成23年度から実施している環境保全型農業直接支援対策の活用により、有機農業者の支援に努める。また、有機農業を核とした地域農業の振興を全国に展開していくため、国は、地域における有機農業の拡大のモデルとなり得る有機農業を核とした地域振興の計画を策定した地域に対し、当該計画の達成に必要な支援に努めるとともに、有機農業者、地方公共団体、農業団体及び有機農業の推進に取り組む民間団体等の協力を得て、地域における有機農業に関する技術の実証及び習得の支援に努める。

特に、有機農業の拡大に当たっては、地域でのまとまった取組が重要であり、また、実需者等のニーズに応えたロットの拡大や産地化の取組も重要となるため、地域ごとの慣行農業からの転換等の取組に対する支援に努める。

国及び都道府県は、先進的な有機農業者や農業団体等と連携・協力して、有機の種子又は苗等の確保を図るための採種技術等の講習や、優良な取組に関する情報の発信に係る取組への支援に努める。

（3）有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援

国及び地方公共団体は、有機農業者や農業団体等に対し、消費者や実需者との情報の積極的な受発信を行うよう促すとともに、eコマースの利活用や中食業者、医療・福祉・化粧品業界その他の業界との連携による多様な販路の確保が行われるよう働きかけに努める。また、関係団体と連携・協力して、流通業者、販売業者又は実需者と有機農業者や農業団体等との間で行われる意見交換や商談の場を設定するなど、両者の一層良好な関係の構築の支援に努める。

広域流通の拡大に向け、国及び地方公共団体は、農業団体等と連携・協力して、有機農業者、流通業者、販売業者及び実需者に対し、JAS法に基づく有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）や生産情報公表農産物の日本農林規格（平成17年6月30日農林水産省告示第1163号）等の知識の習得及び制度の活用や、卸売市場における有機農産物等の取扱いの拡大を積極的に働きかけるよう努める。

さらに、国は、有機JAS認証の取得の維持及び拡大を図ることとし、これに係る手続の簡素化等の支援策を検討する。

地域内流通の拡大に向け、国及び地方公共団体は、インショップ（小売施設、空き店舗等に開設された店舗又はコーナーをいう。）や直売所等による取組を支援するとともに、6次産業化の取組及び地場加工業者等と連携した農商工等連携の取組による消費の創出・拡大に向けた支援に努める。

2 技術開発等の促進

（1）有機農業に関する技術の研究開発の促進

国及び地方公共団体は、互いに協力して、試験研究独立行政法人、都道府県、大学、有機農業者、民間団体等で開発、実践されている様々な技術を探索し、既に取り組まれている有機農業に関する技術の科学的な解明に取り組むよう努めるとともに、これらの技術を有機農業の実態を踏まえ適切に組み合わせること等により、地域の気象・土壌条件等に適合し、品質や収量を安定的に確保できる技術体系を確立するよう努めることとし、併せて、新技術の導入効果や適用条件の把握に向けた実証試験等に取り組むよう努める。

また、国は、有機農業の初期の経営の安定に資するよう、例えば、ほ場環境や土づくりの状態を把握するための土壌微生物相等に着目した科学的指標の策定や、有機農業者が使いやすい土づくり等の技術を組み合わせた技術体系の開発等、有機農業の推進に資する重要な研究課題を設定し、これを推進するよう努める。

地方公共団体は、地域条件に適した有機農業に関する技術の研究開発や、他の地域の試験研究機関等が開発した技術を含む新たな技術を適用するために必要な実証試験等に取り組むよう努める。また、有機農業者等の技術に対するニーズを的確に把握し、それを試験研究機関における試験研究に反映させるよう努める。

（2）研究開発の成果の普及の促進

国及び地方公共団体は、地域条件への適合化技術、省エネ技術及び低コスト化や軽労化につながる除草や防除の機械化技術等に関する研究開発の成果情報の提供に努める。

その際、都道府県の普及指導センターを中心に、地域の実情に応じ、試験研究機関、市町村及び農業団体等の地域の関係機関並びに先進的な有機農業者及び民間団体等と連携・協力して、有機農業者への研究開発の成果の普及に努める。また、有機農業者及び有機農業を行おうとする者に対して、研究開発の成果や知見に基づく効果的な指導及び助言が行われることが重要である。このため、国及び地方公共団体は、先進的な有機農業者と連携して、農業革新支援専門員その他の普及指導員等に対して、有機農業に関する研究開発の成果等に係る技術及び知識を習得させるための研修や提供情報の充実に努める。

3 消費者の理解と関心の増進

国及び地方公共団体は、有機農業に対する消費者の理解と関心を増進するため、有機農業者と消費者との連携を基本としつつ、インターネットの活用やシンポジウムの開催による情報の受発信、資料の提

供、優良な取組を行った有機農業者の顕彰等を通じて、消費者をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、学校関係者等に対し、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全等の有機農業の有する様々な機能についての知識の普及啓発並びに有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費に関する情報の提供に努める。また、民間団体等による消費者の理解と関心を増進するための自主的な活動を促進するため、優良な取組についての顕彰及び情報の発信に取り組むとともに、JAS法に基づく有機農産物の検査認証制度、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日4食流第3889号）に基づく農産物の表示ルール等について、消費者への普及啓発に努める。

4 有機農業者と消費者の相互理解の増進

国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動と連携して、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進に努める。

また、民間団体等による有機農業者と消費者の相互理解を増進するための自主的な活動を促進するため、これらの者による優良な取組についての顕彰及び情報の発信に努める。

5 調査の実施

国は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向等の基礎的な情報、有機農業に関する技術の開発・普及の動向、社会的・経済的効果、地域の農業との連携を含む有機農業に関する取組事例その他の有機農業の推進のために必要な情報を把握するため、地方公共団体及び有機農業の推進に取り組む民間団体等の協力を得て、必要な調査を実施する。

6 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援

国及び地方公共団体は、有機農業の推進に取り組む民間団体等に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うとともに、これらの者と連携・協力して有機農業の推進のための活動を効果的に展開できるよう、相談窓口を設置する等の所要の体制の整備に努める。

また、これらの民間団体等による自主的な活動を促進するため、優良な取組の顕彰及び情報の発信に努める。

7 国の地方公共団体に対する援助

国は、都道府県に対し、基本方針及び当該都道府県における有機農業の実態等を踏まえて定める有機農業の推進の方針、当該方針に基づきおおむね5年の間に実施する施策、有機農業を推進するに当たっての関係機関・団体等との連携・協力、有機農業者等の意見の反映並びに推進状況の把握及び評価の方法を内容とする推進計画のより効果的な実施を働きかけるとともに、必要な情報の提供、指導及び助言に努める。

また、地方公共団体による有機農業の推進に関する施策の策定及び実施に関し、必要な指導及び助言を行うとともに、地方公共団体の職員が有機農業の意義や実態、有機農業の推進に関する施策の体系、有機農業が地域に果たす役割を理解するための先進的な取組事例等有機農業に関する総合的な知識を習得できる研修の実施に努める。

第4 その他有機農業の推進に関し必要な事項

1 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

（1）国及び地方公共団体における組織内の連携体制の整備

有機農業の推進に関する施策は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の各段階において必要な施策を総合的に講じることとされている。これらの施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるため、国は、これらの施策を担当する関係機関の連携を確保する体制の整備に努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

（2）有機農業の推進体制の整備

有機農業の推進に当たっては、農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力を得るとともに、有機農業者や民間団体等が自主的に有機農業の推進のための活動を展開している中で、これらの者と積極的に連携する取組が重要である。

このため、国は、全国、地方ブロックの各段階において有機農業者や有機農業の推進に自主的に取り組む民間団体等をはじめ、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政機関及び農業団体等で構成する有機農業の推進体制の下、これらの者と連携・協力して、有機農業の推進に取り組むよう努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

国は、地方公共団体、関係団体と連携・協力して、有機農業を行おうとする者の支援や、普及指導員等の相談等に対応するため、有機農業に関するアドバイザーの導入について検討する。

（3）有機農業に関する技術の研究開発の推進体制の整備

有機農業に関する技術の研究開発については、試験研究独立行政法人、都道府県の試験研究機関に加え、有機農業者をはじめとする民間団体等においても自主的な活動が展開されており、これらの民間団体等と積極的に連携・協力することにより、技術の開発が効果的に行われることが期待できる。

このため、国は、全国、地方ブロックの各段階において、試験研究独立行政法人をはじめ、地方公共団体、大学、民間の試験研究機関、有機農業者等の参画を得て、研究開発の計画的かつ効果的な推進のための意見交換、共同研究等の場の設定を図るとともに、関係する研究開発の進捗状況を一元的に把握し、関係者間の情報共有や連携を図りながら、有機農業に関する研究開発の計画的かつ効果的な推進に努める。

また、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

2 有機農業者等の意見の反映

国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、意見公募手続の実施、現地調査、有機農業者等との意見交換、会議その他の方法により、有機農業者その他の関係者及び消費者の当該施策についての意見や考え方を積極的に把握し、これらを当該施策に反映させるよう努める。

また、国は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向を常に把握し、その状況に応じた施策等の検討を行う体制を整備するとともに、地方公共団体に対し、同様の体制を整備するよう働きかける。

3 基本方針の見直し

この基本方針は、有機農業推進法で示された基本理念及び有機農業の推進に関する施策の基本となる事項に従い、基本方針の策定時点での諸情勢に対応して策定したものである。

しかしながら、今後、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢も大きく変わることが十分考えられる。また、目標の達成状況や施策の推進状況等によっても、基本方針の見直しが必要となる場合が考えられる。

このため、この基本方針については、平成 26 年度からおおむね5年間を対象として定めるものとするが、見直しの必要性や時期等を適時適切に検討することとする。

（３）持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年７月28日法律第110号）

最終改正：平成22年４月９日法律第23号

（目的）

第１条　この法律は、持続性の高い農業生産方式の導入を促進するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において「持続性の高い農業生産方式」とは、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものをいう。

一　たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの

二　肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの

三　有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの

（導入指針）

第３条　都道府県は、当該都道府県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）を定めるものとする。

２　導入指針においては、都道府県における主要な種類の農作物について、都道府県の区域又は自然的条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、当該農作物及び地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

二　前号に該当する農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

三　その他必要な事項

３　都道府県は、情勢の推移により必要が生じたときは、導入指針を変更するものとする。

４　都道府県は、導入指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（導入計画の認定）

第４条　農業を営む者は、農林水産省令で定めるところにより、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けることができる。

２　導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標

二　前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項

三　その他農林水産省令で定める事項

３　都道府県知事は、第１項の認定の申請があった場合において、その導入計画が導入指針に照らし

適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

（導入計画の変更等）

第５条　前条第１項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）は、当該認定に係る導入計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

２　都道府県知事は、認定農業者が前条第１項の認定に係る導入計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定導入計画」という。）に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

３　前条第３項の規定は、第１項の認定について準用する。

（農業改良資金融通法の特例）

第６条　農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第２条の農業改良資金（同法第４条の特定地域資金を除く。）のうち政令で定める種類の資金であって、認定農業者が認定導入計画に従って持続性の高い農業生産方式を導入するのに必要なものについての同法第４条（同法第８条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第４条中「10年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（以下この条において「特定地域資金」という。）にあつては、12年）」とあるのは、「12年」とする。

第７条　削除

（援助）

第８条　国及び都道府県は、認定導入計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

（報告徴収）

第９条　都道府県知事は、認定農業者に対し、認定導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

（罰則）

第10条　前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

２　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

参考：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成 11 年農林水産省令第 69 号）

最終改正：平成25年農林水産省令第66号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第2条並びに第4条第1項、第2項第3号及び第3項（第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（持続性の高い農業生産方式に係る技術）

第1条　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第1号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。

一　たい肥等有機質資材施用技術（土壌有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壌の性質について調査を行い、その結果に基づき、たい肥その他の有機質資材であって炭素窒素比がおおむね10から150の範囲にあるものを農地に施用する技術をいう。）

二　緑肥作物利用技術（土壌有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壌の性質について調査を行い、その結果に基づき、緑肥作物を栽培して、農地にすき込む技術をいう。）

2　法第2条第2号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。

一　局所施肥技術（肥料を作物の根の周辺に集中的に施用する技術をいう。）

二　肥効調節型肥料施用技術（肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第2項に規定する普通肥料のうち、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、オキサミド、石灰窒素、被覆加里肥料、被覆窒素肥料、被覆複合肥料、ホルムアルデヒド加工尿素肥料若しくは硫酸グアニル尿素、これらの肥料の一種以上が原料として配合されるもの又は土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用されたものを施用する技術をいう。）

三　有機質肥料施用技術（有機質（動植物質のものに限る。）を原料として使用する肥料を施用する技術をいう。）

3　法第2条第3号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。

一　温湯種子消毒技術（種子を温湯に浸漬することにより、当該種子に付着した有害動植物を駆除する技術をいう。）

二　機械除草技術（有害植物を機械的方法により駆除する技術をいう。）

三　除草用動物利用技術（有害植物を駆除するための小動物の農地における放し飼いを行う技術をいう。）

四　生物農薬利用技術（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第2項の天敵であって、同法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものを利用する技術をいう。）

五　対抗植物利用技術（土壌中の有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術をいう。）

六　抵抗性品種栽培・台木利用技術（有害動植物に対して抵抗性を持つ品種に属する農作物を栽培し、又は当該農作物を台木として利用する技術をいう。）

七　土壌還元消毒技術（土壌中の酸素の濃度を低下させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術をいう。）

八　熱利用土壌消毒技術（土壌に熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術をいう。）

九　光利用技術（有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため、有害動植物を誘引し、若しくは忌避させ、又はその生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術をいう。）

十　被覆栽培技術（農作物を有害動植物の付着を防止するための資材で被覆する技術をいう。）

十一　フェロモン剤利用技術（農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であって、農薬取締法第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものを使用する技術をいう。）

十二　マルチ栽培技術（土壌の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆する技術をいう。）

（導入計画の認定申請手続）

第2条　法第4条第1項の導入計画は、別記様式により作成するものとする。

（導入計画の記載事項）

第3条　法第4条第2項第3号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農地の土壌の性質についての調査の結果

二　導入指針に土壌の性質を改善するために実施することが必要な措置に関する事項が定められている場合にあっては、当該措置の実施に関する事項

（導入計画の認定基準）

第4条　法第4条第3項（法第5条第3項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　導入計画が導入指針に照らし適切なものであること。

二　導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積が、導入計画を作成した農業者に係る当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の相当部分を占めていること。

三　導入計画の達成される見込みが確実であること。

四　法第4条第2項第2号及び第3号に掲げる事項が同項第1号の目標を達成するため適切なものであること。

附則

この省令は、法の施行の日（平成 11 年 10 月 25 日）から施行する。

附則　（平成18年3月16日農林水産省令第11号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則　（平成 19 年3月 19 日農林水産省令第 10 号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則　（平成 25 年 10 月8日農林水産省令第 66 号）

この省令は、公布の日から施行する。

（別記様式）　省略

4　データ等

（1）富山県のエコファーマー認定状況（平成26年３月末現在）

表1　年度別認定者等数　（単位：人）

区　分	認定者 累計数	取消数 （廃止）	認定者数	うち 法人
平成11年度	0	0	0	
平成12年度	5	0	5	
平成13年度	2	0	7	
平成14年度	16	0	23	
平成15年度	116	▲ 1	138	
平成16年度	138	▲ 2	274	
平成17年度	349	▲ 2	621	
平成18年度	768	▲ 35	1,354	
平成19年度	443	▲ 64	1,733	
平成20年度	654	▲ 39	2,348	
平成21年度	153	▲ 39	2,462	
平成22年度	56	▲ 68	2,450	
平成23年度	247	▲ 215	2,482	
平成24年度	198	▲ 154	2,526	
平成25年度	134	▲ 212	**2,448**	143
計	3,279	▲ 831		

※取消しの主な理由（取消数は取消しされた年度で整理）
①協業組織の法人化に伴う、個人認定取消
②後継者への経営委譲　など

表2　年度別認定申請区分　（単位：人）

年度	新規（初回）	変更	更新	廃止
平成12年度	5	0	0	0
平成13年度	2	0	0	0
平成14年度	16	0	0	0
平成15年度	116	3	0	1
平成16年度	138	16	0	2
平成17年度	349	3	2	2
平成18年度	768	50	1	35
平成19年度	443	21	10	64
平成20年度	654	29	47	39
平成21年度	153	50	67	39
平成22年度	56	12	2	68
平成23年度	247	43	573	215
平成24年度	198	64	279	154
平成25年度	134	10	251	212
計	3,279			831

図1　エコファーマー認定者数の推移

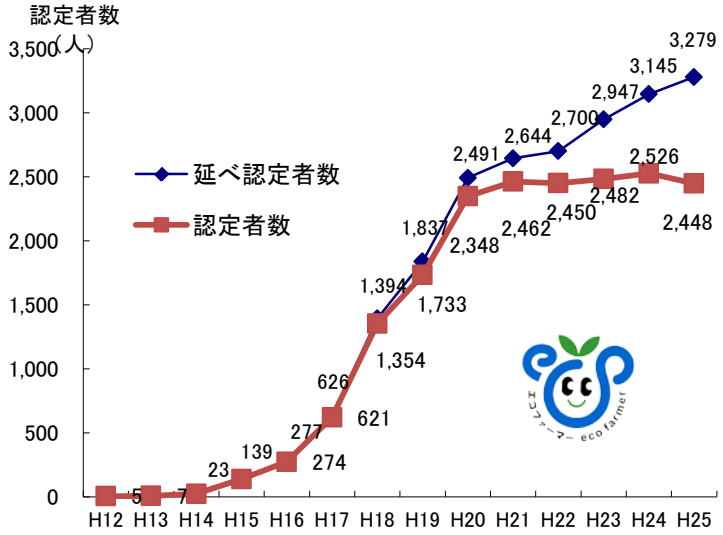

※　各年度末の認定状況

図2　市町村別認定者数

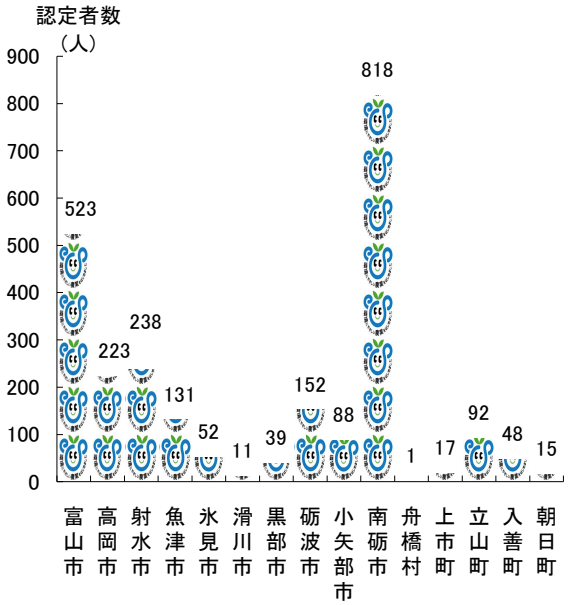

図3　エコファーマー栽培面積（導入計画1年目）

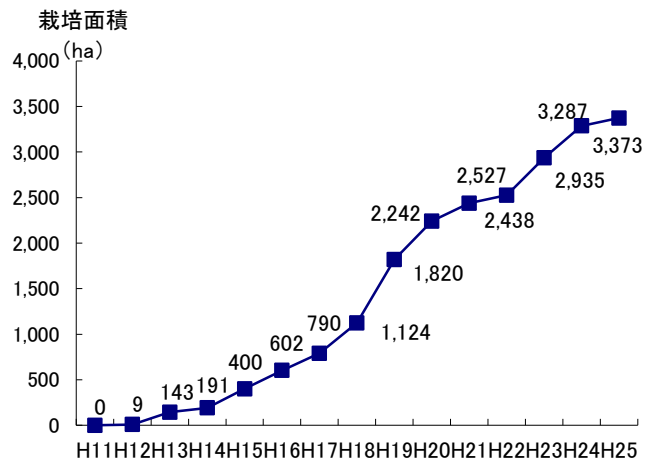

図4　エコファーマー取組第一位の作物（国分類）

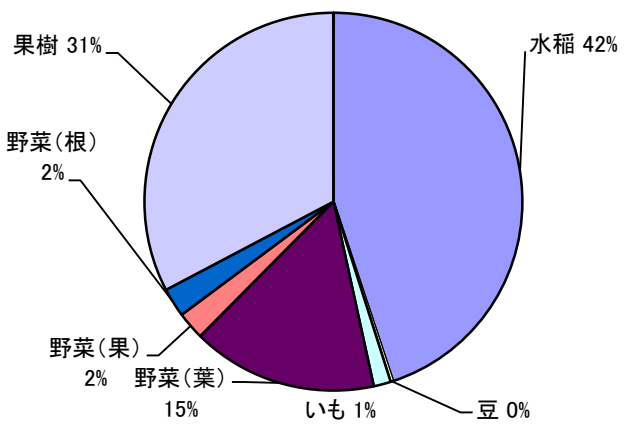

（2）エコファーマー認定者数の推移【全国：平成26年3月末現在】

年度	認定者数															参考			
																H25			販売農家戸数
																全国順位	販売農家に占める		
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25		比率	全国順位	（2010センサス）
北海道		6	37	208	656	945	1,202	1,640	3,653	5,707	6,749	7,251	7,859	7,166	6,226	10位	14%	10位	44,050
青森			17	945	2,775	3,405	4,084	4,891	5,707	5,981	6,021	5,960	5,491	4,583	4,253	16位	10%	16位	43,314
岩手		23	249	2,174	3,575	7,225	7,697	9,010	9,515	9,461	8,775	8,806	7,879	6,774	5,757	11位	10%	15位	55,347
宮城		1	16	91	471	837	1,498	7,317	8,714	9,037	9,284	9,078	8,743	6,807	6,296	9位	13%	11位	49,384
秋田		97	99	107	211	306	471	1,306	3,720	4,160	4,643	5,032	3,762	2,848	2,533	21位	5%	30位	47,298
山形			110	1,147	3,201	4,322	5,302	6,071	8,577	9,846	10,013	9,912	10,066	9,158	8,031	6位	21%	7位	39,112
福島		2	38	446	1,324	6,356	11,590	15,739	17,915	19,303	19,553	21,889	21,091	20,336	20,528	2位	29%	4位	70,520
茨城		171	1,120	2,191	3,722	4,612	5,308	5,739	6,289	6,848	7,290	7,599	7,421	7,080	6,343	8位	9%	17位	70,884
栃木		208	2,039	3,924	4,928	5,578	5,895	6,570	7,683	7,220	7,643	7,736	7,261	6,367	4,109	17位	9%	18位	47,833
群馬		24	181	1,013	1,495	1,896	1,949	2,013	2,177	1,933	1,813	1,700	1,730	1,438	1,172	31位	4%	35位	31,914
埼玉			5	66	855	3,152	3,803	4,282	4,729	4,856	4,075	4,600	4,379	3,566	2,317	24位	5%	31位	44,514
千葉		27	27	164	455	800	1,062	1,572	2,640	3,116	3,411	3,452	3,476	2,906	2,493	22位	5%	33位	54,462
東京				4	8	89	170	284	410	490	565	607	608	587	515	39位	8%	22位	6,812
神奈川			8	17	49	98	119	128	130	179	175	192	202	229	201	45位	1%	42位	14,863
山梨		14	438	1,425	2,080	2,404	6,513	6,615	7,475	7,558	7,755	7,414	7,366	7,529	7,738	7位	39%	3位	20,043
長野		30	98	182	307	665	1,297	1,949	3,549	6,113	7,235	7,503	7,531	6,520	5,236	12位	8%	20位	62,076
静岡	5	120	216	552	1,015	1,509	2,076	2,388	2,446	2,284	2,119	2,292	2,637	2,609	2,598	20位	7%	23位	38,969
新潟			3	47	123	500	1,143	3,846	9,906	11,751	14,436	15,115	15,548	13,618	12,392	3位	19%	9位	66,601
富山		**5**	**7**	**23**	**140**	**274**	**621**	**1,354**	**1,733**	**2,348**	**2,462**	**2,450**	**2,482**	**2,526**	**2,448**	**23位**	**11%**	**13位**	**21,914**
石川		55	231	339	620	663	749	1,008	1,120	1,208	1,265	1,281	1,181	1,114	1,000	36位	6%	27位	17,136
福井		11	45	57	213	494	763	994	1,391	2,166	2,946	13,693	21,108	24,974	25,568	1位	133%	1位	19,233
岐阜		5	27	46	56	70	92	84	295	355	386	375	393	207	139	46位	0%	46位	36,345
愛知		18	208	413	885	2,200	2,448	3,374	3,725	4,251	4,174	4,248	3,988	3,853	3,735	18位	9%	19位	43,599
三重				275	511	664	758	901	863	735	662	611	528	387	340	43位	1%	44位	32,965
滋賀		23	25	29	40	75	107	116	8,310	9,186	9,551	9,756	9,979	9,328	9,682	5位	39%	2位	24,826
京都			41	119	161	276	305	333	560	703	796	793	990	1,065	1,169	32位	6%	29位	21,172
大阪							1	1	1	2	2	1	5	36	37	47位	0%	47位	10,497
兵庫		10	81	232	248	278	285	861	1,452	1,726	1,912	2,047	2,057	1,852	1,712	26位	3%	37位	56,793
奈良			13	68	108	262	365	486	594	600	630	623	636	621	668	37位	4%	34位	15,040
和歌山		8	95	346	554	800	1,171	1,467	1,521	1,734	1,949	2,079	1,752	1,569	1,442	29位	6%	24位	23,207
鳥取				1	3	4	13	25	664	3,030	3,885	4,073	4,156	3,566	1,280	30位	6%	26位	21,474
島根		145	325	540	701	820	940	1,079	1,576	1,665	1,712	1,788	1,733	1,780	1,500	27位	6%	25位	24,190
岡山				1	9	11	11	33	207	293	496	703	726	659	615	38位	1%	41位	44,228
広島			1	13	45	76	78	137	200	316	324	358	451	470	405	41位	1%	43位	34,649
山口			17	276	866	1,148	1,344	1,858	2,334	2,658	2,980	3,009	3,447	3,395	3,271	19位	12%	12位	26,207
徳島		12	117	507	826	1,019	1,108	1,229	1,170	1,151	1,164	1,128	1,072	1,033	1,016	35位	5%	32位	21,529
香川					4	5	10	12	90	117	148	163	160	165	222	44位	1%	45位	24,964
愛媛		1	11	96	301	503	548	1,021	1,149	1,127	1,159	1,207	1,359	985	1,020	34位	3%	36位	31,741
高知			2	4	44	288	508	632	746	1,229	1,501	1,561	1,598	1,710	1,463	28位	8%	21位	18,479
福岡		3	22	142	1,280	1,981	2,449	2,913	2,336	2,813	3,238	2,923	2,616	1,684	1,141	33位	3%	38位	41,727
佐賀		1	19	63	219	1,112	2,252	3,479	5,159	5,754	5,785	5,467	5,385	4,922	4,682	15位	25%	5位	18,480
長崎			69	1,216	2,570	3,642	4,553	4,858	5,704	6,412	7,229	7,248	7,226	6,146	5,105	13位	21%	8位	24,887
熊本		12	2,565	4,965	5,894	7,841	8,263	8,342	9,106	9,921	9,939	10,113	10,443	10,348	10,564	4位	23%	6位	46,480
大分			12	317	963	1,508	1,715	1,889	1,823	1,336	971	821	687	478	449	40位	2%	40位	29,512
宮崎			370	796	1,345	1,691	2,590	2,856	3,123	2,959	2,768	2,011	2,046	1,696	1,766	25位	6%	28位	30,958
鹿児島	8	94	216	645	1,917	3,230	3,625	4,120	4,526	4,354	4,316	4,428	4,591	4,661	4,922	14位	11%	14位	45,855
沖縄					13	72	95	147	262	353	450	461	442	409	352	42位	2%	39位	15,123
全国計	13	1,126	9,220	26,232	47,786	75,706	98,946	126,969	166,975	186,345	196,355	211,557	216,287	201,760	186,451		11%		1,631,206

（2）有機農業の取組状況（平成26年3月末現在）

表　市町村別の有機農業取組状況

市町村名	有機農業者数（名）		栽培面積（ha）					
		内有機JAS	水稲	大豆	野菜	その他	合計	内有機JAS
富山市	20	5	83.4	9.5	3.5	0.0	96.4	83.4
高岡市	3	0	1.2	0.0	0.6	0.0	1.8	0.0
射水市	2	0	1.5	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0
魚津市	4	1	3.4	0.0	1.0	0.0	4.4	1.1
氷見市	4	0	0.3	0.0	4.8	0.0	5.0	0.0
滑川市	7	3	17.6	0.0	0.0	0.0	17.6	11.9
黒部市	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
砺波市	1	1	6.8	1.6	0.0	0.0	8.4	8.4
小矢部市	3	3	3.5	0.0	0.0	1.2	4.8	4.8
南砺市	22	10	29.4	0.0	0.4	0.0	29.8	19.1
舟橋村	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
上市町	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
立山町	2	0	7.4	0.0	0.0	0.0	7.4	0.0
入善町	1	1	1.7	0.0	0.0	0.0	1.7	1.7
朝日町	4	0	15.3	0.0	0.0	0.0	15.3	0.0
合　計	73	24	171.5	11.1	10.3	1.2	194.1	130.4

※　市町村調べ（有機農業者数には、家庭菜園者は含めない）
　その他はﾊﾄﾑｷﾞ。野菜は、果菜類、里芋、ﾎｳﾚﾝｿｳ、小松菜、ｻﾂﾏｲﾓ等。

図1　有機農業実践者数（名）

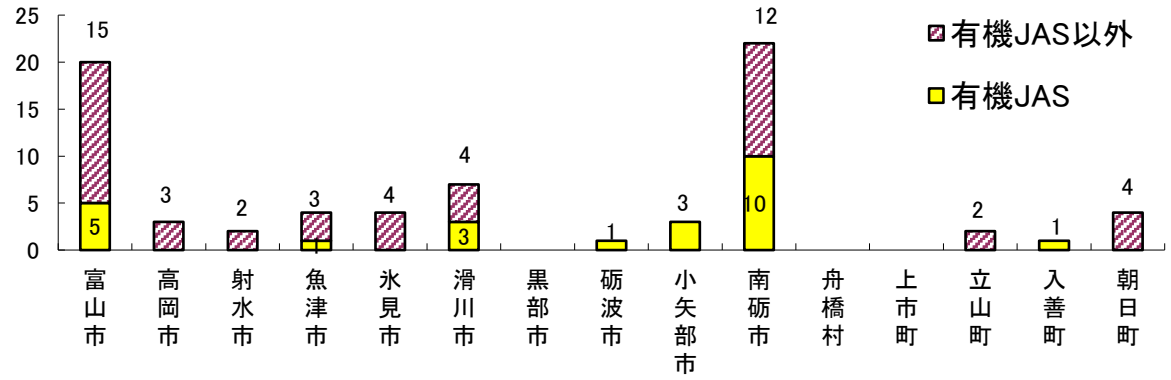

図2　有機農業取組面積（ha）

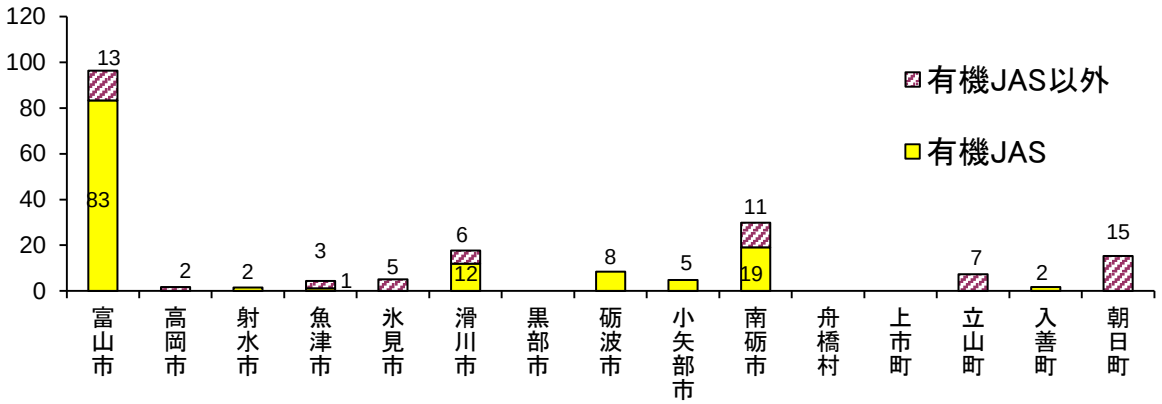

図3　取組作物割合

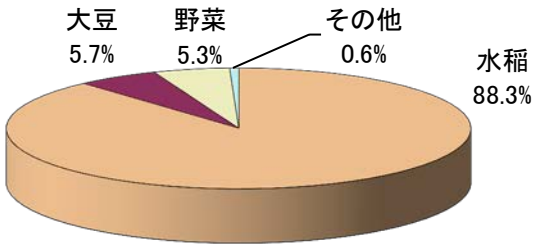

(3)全国の農作業中の死亡事故発生概要(平成 24 年農林水産省調べ)

表1 農作業中の死亡事故発生状況 (単位:件、%)

		15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
事故発生件数		398	413	395	391	397	374	408	398	366	350
農業機械作業に係る事故		282 (70.9)	295 (71.4)	263 (66.6)	242 (61.9)	259 (65.2)	260 (69.5)	270 (66.2)	278 (69.8)	247 (67.5)	256 (73.1)
	乗用型ﾄﾗｸﾀｰ	132 (33.2)	135 (32.7)	124 (31.4)	115 (29.4)	115 (29.0)	129 (34.5)	122 (29.9)	114 (28.6)	123 (33.6)	106 (30.3)
	歩行型ﾄﾗｸﾀｰ	43 (10.8)	54 (13.1)	55 (13.9)	26 (6.6)	35 (8.8)	35 (9.4)	36 (8.8)	50 (12.6)	40 (10.9)	40 (11.4)
	農用運搬車	37 (9.3)	39 (9.4)	30 (7.6)	53 (13.6)	45 (11.3)	35 (9.4)	30 (7.4)	46 (11.6)	31 (8.5)	40 (11.4)
	自脱型ｺﾝﾊﾞｲﾝ	13 (3.3)	11 (2.7)	10 (2.5)	6 (1.5)	10 (2.5)	9 (2.4)	17 (4.2)	15 (3.8)	9 (2.5)	17 (4.9)
	動力防除機	4 (1.0)	5 (1.2)	4 (1.0)	3 (0.8)	4 (1.0)	5 (1.3)	9 (2.2)	8 (2.0)	4 (1.1)	7 (2.0)
	動力刈払機	8 (2.0)	11 (2.7)	3 (0.8)	1 (0.3)	6 (1.5)	3 (0.8)	11 (2.7)	7 (1.8)	5 (1.4)	8 (2.3)
	その他	45 (11.3)	40 (9.7)	37 (9.4)	38 (9.7)	44 (11.1)	44 (11.8)	45 (11.0)	38 (9.5)	35 (9.6)	38 (10.9)
農業用施設作業に係る事故		24 (6.0)	24 (5.8)	23 (5.8)	26 (6.6)	21 (5.3)	17 (4.5)	18 (4.4)	14 (3.5)	20 (5.5)	19 (5.4)
機械・施設以外の作業に係る事故		92 (23.1)	94 (22.8)	109 (27.6)	123 (31.5)	117 (29.5)	97 (25.9)	120 (29.4)	106 (26.6)	99 (27.0)	75 (21.4)
性別	男	351 (88.2)	354 (85.7)	341 (86.3)	330 (84.4)	333 (83.9)	325 (86.9)	337 (82.6)	334 (83.9)	304 (83.1)	302 (86.3)
性別	女	47 (11.8)	59 (14.3)	53 (13.4)	61 (15.6)	64 (16.1)	49 (13.1)	71 (17.4)	64 (16.1)	62 (16.9)	48 (13.7)
うち 65 歳以上層に係る事故		295 (74.1)	297 (71.9)	298 (75.4)	305 (78.0)	286 (72.0)	296 (79.1)	324 (79.4)	321 (80.7)	281 (76.8)	278 (79.4)

注:1 ( )内は、事故発生件数に対する割合である。
2 14 年は未実施の府県がある。
3 17 年の性別については、不明が1名いる。

表2 農業機械作業に係る死亡事故の機種別・原因別件数 (単位:件、%)

事故区分 / 事故発生原因	農業機械作業に係る事故							合計
	乗用型ﾄﾗｸﾀ	歩行型ﾄﾗｸﾀ	農用運搬車	自脱型ｺﾝﾊﾞｲﾝ	動力防除機	動力刈払機	その他	
機械の転落・転倒	72(67.9)	8(20.0)	19(47.5)	14(82.4)	2(28.6)	0	17(34.7)	132{49.4}
ほ場等	48(45.3)	3(7.5)	8(20.0)	9(52.9)	2(28.6)	0	11(22.4)	81{30.3}
道路から	24(22.7)	5(12.5)	11(27.5)	5(29.5)	0	0	6(12.3)	51{19.2}
道路上での自動車との衝突	7(6.6)	0	1(2.5)	1(5.9)	1(14.3)	0	1(2.0)	11{4.1}
挟まれ	5(4.7)	22(55.0)	6(15.0)	2(11.8)	3(42.9)	0	5(10.2)	43{16.1}
ひかれ	6(5.7)	0	10(25.0)	0	0	0	9(18.4)	25{9.4}
回転部等への巻き込まれ	7(6.6)	8(20.0)	0	0	0	0	6(12.2)	21{7.9}
機械からの転落	6(5.7)	0	2(5.0)	0	0	0	5(10.2)	13{4.9}
その他	3(2.8)	2(5.0)	2(5.0)	0	1(14.3)	8(100)	6(12.2)	22{8.2}
合計	106{39.7}	40{15.0}	40{15.0}	17{6.4}	7{2.6}	8{3.0}	49{18.4}	267{100}

注:1 ( )内は、事故区分の合計に対する割合を示す。
2 { }内は、農業機械作業に係る死亡事故数の合計に対する割合を示す。
3 事故区分の「その他」は、左記以外の機械(農用トラック等)の他、機種不明の場合を含む。

表3　農業用施設作業に係る事故の原因別件数の推移　（単位：件、%）

	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
墜落、転落	10(58.8)	9(50.0)	9(64.3)	11(55.0)	12(63.2)
落下物によるもの	1(5.9)	1(5.6)	2(14.3)	4(20.0)	1(5.3)
CO ガス等による中毒	2(11.8)	2(11.1)	0	3(15.0)	2(10.5)
酸素欠乏によるもの	3(17.6)	4(22.2)	1(7.1)	0	0
その他	1(5.9)	2(11.1)	2(14.3)	2(10.0)	4(21.1)
合計	17(100)	18(100)	14(100)	20(100)	19(100)

注：()内は割合を示す。

表4農業機械・施設以外の作業に係る事故の原因別件数の推移　（単位：件、%）

	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
ほ場、道路からの転落	28(28.9)	32(26.7)	34(32.1)	27(27.3)	12(16.0)
木等の高所からの転落	11(11.3)	13(10.8)	7(6.6)	7(7.1)	5(6.7)
道路上での事故	5(5.2)	0	1(0.9)	0	2(2.7)
稲ワラ焼却中等の火傷	19(19.6)	36(30.0)	12(11.3)	30(30.3)	11(14.7)
家畜によるもの	6(6.2)	3(2.5)	4(3.8)	1(1.0)	2(2.7)
農薬による中毒	2(2.1)	1(0.8)	2(1.9)	1(1.0)	1(1.3)
蛇、昆虫によるもの	1(1.0)	1(0.8)	2(1.9)	0	1(1.3)
落雷によるもの	0	1(0.8)	0	1(1.0)	1(1.3)
刃部によるもの	1(1.0)	0	1(0.9)	0	0
作業中の病気によるもの	20(20.6)	12(10.0)	28(26.4)	26(26.3)	23(30.7)
うち熱中症によるもの	12(12.4)	7(5.8)	26(24.5)	21(21.2)	21(28.0)
その他	4(4.1)	21(17.5)	15(4.7)	6(6.1)	17(22.7)
合計	97(100)	120(100)	106(100)	99(100)	75(100)

注：()内は合計に対する割合を示す。

表5　年齢階層別事故発生件数の推移　（単位：件、%）

区分	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
30 歳未満	5(1.3)	3(0.7)	3(0.8)	5(1.4)	7(2.0)
30～39 歳	1(0.3)	5(1.2)	5(1.3)	2(0.5)	4(1.1)
40～49 歳	12(3.2)	5(1.2)	4(1.0)	16(4.4)	6(1.7)
50～59 歳	33(8.8)	37(9.1)	38(9.5)	29(7.9)	22(6.3)
60～64 歳	27(7.2)	34(8.3)	27(6.8)	33(9.0)	33(9.4)
65～69 歳	41(11.0)	38(9.3)	28(7.0)	42(11.5)	35(10.0)
70～79 歳	149(39.8)	165(40.4)	159(39.9)	118(32.2)	105(30.0)
80 歳以上	106(28.3)	121(29.7)	134(33.7)	121(33.1)	138(39.4)
合計	374(100)	408(100)	398(100)	366(100)	350(100)
うち 65 歳以上	296(79.1)	324(79.4)	321(80.7)	281(76.8)	278(79.4)

注：()内は合計に対する割合を示す。

表6　月別の死亡事故発生状況　　（単位：件、%）

区分	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
1月	8(2.1)	18(4.4)	13(3.3)	14(3.8)	10(2.9)
2月	15(4.0)	15(3.7)	12(3.0)	19(5.2)	13(3.7)
3月	18(4.8)	28(6.9)	16(4.0)	19(5.2)	12(3.4)
4月	43(11.5)	45(11.0)	31(7.8)	41(11.2)	45(12.9)
5月	55(14.7)	41(10.0)	56(14.1)	44(12.0)	42(12.0)
6月	27(7.2)	45(11.0)	49(12.3)	40(10.9)	31(8.9)
7月	36(9.6)	34(8.3)	46(11.6)	37(10.1)	42(12.0)
8月	44(11.8)	45(11.0)	51(12.8)	30(8.2)	34(9.7)
9月	36(9.6)	52(12.7)	42(10.6)	39(10.7)	49(14.0)
10月	45(12.0)	43 (10.5)	39(9.8)	34(9.3)	32(9.1)
11月	31(8.3)	23(5.6)	30(7.5)	27(7.4)	22(6.3)
12月	16(4.3)	19(4.7)	13(3.3)	22(6.0)	17(4.9)
不明	0	0	0	0	1(0.3)
合計	374(100)	408(100)	398(100)	366(100)	350(100)

注：()内は合計に対する割合を示す。

(参考)都道府県別農作業死亡事故発生件数　　（単位：件）

	都道府県名	20年	21年	22年	23年	24年
1	北海道	12	18	18	21	20
2	青森	11	6	9	14	9
3	岩手	20	7	12	12	11
4	宮城	7	10	9	6	5
5	秋田	11	9	14	9	8
6	山形	9	12	11	8	5
7	福島	18	19	22	16	13
8	茨城	8	10	10	16	11
9	栃木	4	4	9	7	8
10	群馬	12	10	9	14	11
11	埼玉	4	9	6	－	－
12	千葉	6	7	8	12	16
13	神奈川	－	6	－	－	－
19	山梨	5	6	8	4	6
20	長野	10	17	13	15	13
22	静岡	6	10	4	7	6
14	新潟	13	18	18	14	9
15	**富山**	**7**	**5**	**11**	**6**	**12**
16	石川	－	－	4	－	－
17	福井	－	－	－	－	－
21	岐阜	－	10	8	9	6
23	愛知	6	6	7	9	7
24	三重	5	6	9	9	6

	都道府県名	20年	21年	22年	23年	24年
25	滋賀	5	－	4	4	5
26	京都	－	－	－	－	－
27	大阪	－	－	－	－	－
28	兵庫	8	20	17	11	11
29	奈良	5	4	－	－	－
30	和歌山	－	－	4	7	－
31	鳥取	－	－	－	－	7
32	島根	5	5	－	－	15
33	岡山	12	11	9	10	6
34	広島	9	8	7	7	7
35	山口	6	14	8	5	11
36	徳島	6	6	4	5	－
37	香川	－	5	6	－	－
38	愛媛	13	19	13	4	－
39	高知	10	6	6	4	5
40	福岡	19	16	11	11	10
41	佐賀	12	5	13	10	7
42	長崎	13	12	11	7	12
43	熊本	23	15	14	9	14
44	大分	14	13	10	8	6
45	宮崎	11	12	16	15	12
46	鹿児島	14	19	7	19	18
47	沖縄	－	4	6	－	4
	全国計	374	408	398	366	350

注：1　東京都は本調査の対象外である。
2　事故件数が0～3件の道府県は「-」で示している。
3　本調査結果は、厚生労働省の人口動態調査・死亡小票等によるものであり、各道府県が独自に実施している事故調査の結果と異なる場合がある。
4　道府県毎に農業者数や機械化の状況、農作業に係る環境等が異なるため、県ごとの事故件数の多少について、単純な比較はできない。